

# 第5章

# 資料

## 5-1 事例で紹介した制度等

### 事例で紹介した制度等一覧

資料1-1	中山間地域等直接支払制度.....	3
資料1-2	しが農業女子100人プロジェクト.....	4
資料2-1	しがのふるさと支え合いプロジェクト.....	5
資料2-2	「やまの健康」の取組.....	6
資料2-3	農福連携（滋賀県の取組）.....	7
資料2-4	特定地域づくり事業協同組合制度.....	8
資料2-5	地域おこし協力隊.....	9
資料2-6	緑のふるさと協力隊.....	10
資料3-1	関係人口.....	11
資料4-1	小さな拠点における多機能型の取組を持続的に行うための組織づくり..	12
資料4-2	「獣害に強い集落環境点検」実施の手引き.....	13
資料4-3	近隣景観形成協定.....	15
資料5-1	棚田地域振興法.....	16
資料6-1	荒廃農地を中山間地域等直接支払制度協定農用地へ.....	17
資料7-1	農地中間管理機構.....	18
資料9-1	FOEAS（地下水位制御システム）.....	19
資料10-1	農泊.....	20

# 資料 1-1 中山間地域等直接支払制度

## 中山間地域の農業生産活動が継続できるように地域の取組を支援します

自然的・経済的・社会的に条件不利地である中山間地域などにおいて、耕作放棄地の発生を防止し、国土保全や景観保全等の多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して交付金を交付しています。

交付金は、耕作放棄地の発生防止のための共同活動や担い手の育成、生産条件の強化などの農業生産体制の整備に向けた取組に活用されています。

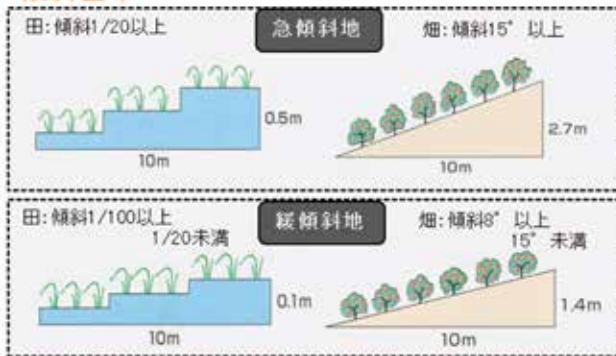
### 対象地域図

※令和4年度末時点

- 特定農山村法等地域振興立法の指定地域
- 知事が指定する条件不利地域(知事特認地域)
- 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域



### 傾斜基準



※緩傾斜地については市町長が特に必要と認めた場合に限る

### 交付単価

	基礎単価(8割)	体制整備単価(10割)
田		
急傾斜	16,800円	21,000円
緩傾斜	6,400円	8,000円
畑		
急傾斜	9,200円	11,500円
緩傾斜	2,800円	3,500円

### 負担区分

- ・法指定地域  
【国1/2: 県1/4: 市町1/4】
- ・知事特認地域  
【国1/3: 県1/3: 市町1/3】

### 活動事例



畦塗り



獣害防止柵の補修



景観作物の作付け

### 交付対象となる活動

#### 基礎活動

- ・集落マスタープランの作成
- ・耕作放棄の防止等の活動
- ・水路・農道などの管理活動
- ・多面的機能を増進する活動

#### 体制整備に向けた活動

- ・集落戦略(6~10年後の集落の将来像)の作成

#### より前向きな活動

- ① 棚田地域振興活動
- ② 超急傾斜農地の保全管理
- ③ 集落協定の広域化
- ④ 集落機能の強化
- ⑤ 生産性の向上

## 資料1-2 しが農業女子 100 人プロジェクト

「しが農業女子 100 人プロジェクト」は、数人の女子会からはじまりました。地域や農業スタイルは違って、農業を続けていく上で共通の困りごとや悩みを抱えていました。個々の力は小さいけれど、集まることで達成できることがあります。農業に携わる女性だけでなく、料理する人、食べることが好きな人、クリエイター、エンジニア、自然とふれあいたい人…農業に関わりたい気持ちのある人ならどなたでも、**一緒に活動し、農業を通じて、「おいしい」「たのしい」を分かち合う社会をつくりま**す。

### 目標

百人百様の農業スタイルがあっ	100 人いれば 100 通りの農業のやり方があります。型にとらわれず、知恵や工夫を出し合って、それぞれが実現したい農業スタイルを応援します。
農業を仕事にする	憧れだけでなく、栽培技術や経営力を身につけ、自分で考え行動できる女性農業者を増やします。
お互いを助け合う	農業をしていると、大きなよろこびや、思いがけない困難に遭遇します。悩んでいる人をひとりにさせない、生産者・消費者が立場を越えて支え合うコミュニティをつくりま
風土に根差した農と食の文化を伝える	農業が産業化する中で消えていく可能性のある伝統野菜や手仕事を、女性ならではの感性で暮らしに取り入れ、新しい価値を発信します。
ずっと農業を続けていくために	環境に配慮した農業を実践する仲間を増やすことで、滋賀の豊かな自然を未来に残します。

### しが農業女子宣言

農業を通じて、「おいしい」「たのしい」を分かち合う社会を作ります。

### 主な活動

みせる事業	滋賀の女性農業者の農産物や暮らしを発信します（HP や SNS を使った情報発信、交流会、ガイドブック等）
ひろげる事業	滋賀の女性農業者の農産物や加工品の販路拡大を図ります（イベント出店、共同出荷、ネット販売、頒布会等）
そだてる事業	女性農業者の経営力、技術力アップを目指します（勉強会、先進農家視察、コンサル派遣、共同購入等）
つなげる事業	消費者、企業、学校などと女性農業者とのつながりをつくりま（サポーターとの交流事業、畑でレストラン、食育、農業体験等）

### 滋賀の農業を支える仲間を募集しております

正会員：滋賀県内で農業に携わる滋賀県内で農業に携わる女性で活動に賛同する個人  
サポート会員：活動に賛同し、運営を支えてくださる個人または法人/団体  
学生会員：農業に興味のある学生

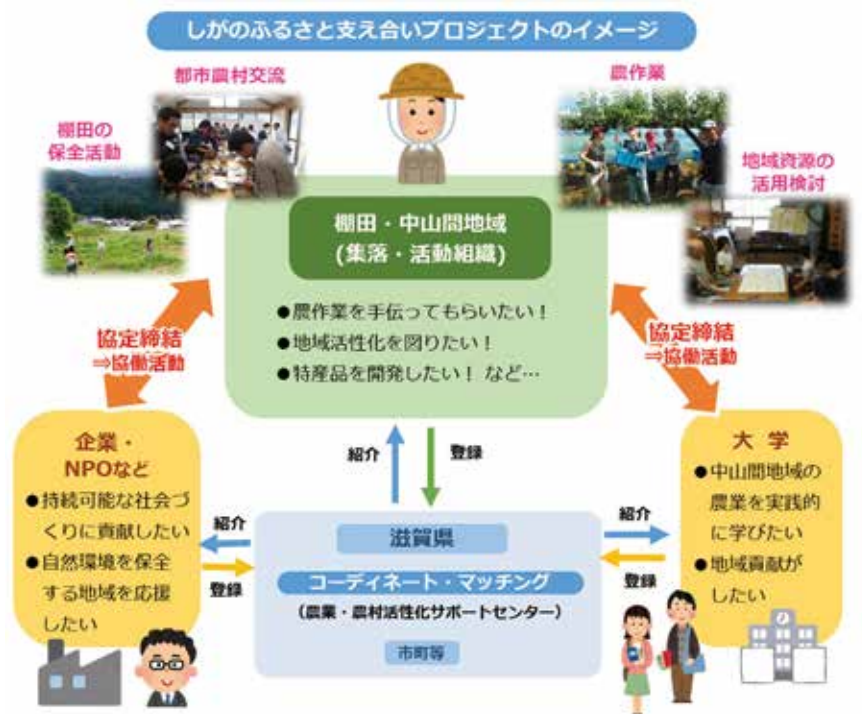
参考：しが農業女子 100 人プロジェクトホームページを参考に作成



# 資料2-1 しがのふるさと支え合いプロジェクト

中山間地域において、農業、農地・農業用施設の維持管理や地域の活性化を進めるため、地域資源の掘り起こしとその活用について検討し、地域を牽引するリーダーの育成やそれを支える人々との連携強化を図ります。また、中山間地域の集落等と協働活動を行う企業・大学・NPO等で協定を締結し、実践する協働活動を支援しています。

プロジェクトでは、こんなことができます！



## 1. 企業・大学・NPO 法人等

中山間地域の集落や地域活動団体と、地域活性化のための協定を締結して協働活動を行います。この活動は、持続可能な社会づくりやSDGsに貢献でき、対外的にも評価されている取組です。また、学生の方は中山間地域の活性化方策等について実践的に学ぶことができます。協定の期間は3年間です。協定1年目に、活動に必要な経費に対して補助が受けられます。（令和4年度末時点の情報です。今後変更になる場合があります。）

[企業・大学・NPO 法人等に対する支援]

対象	対象となる取組	補助額
企業や大学、NPO 法人または準する団体	農村集落等と協働し、地域農業や多面的機能の維持・活性化を図る活動や地域資源の活用、住民交流活動など農村の活性化を促進する効果のある取組（※1年目に協定を締結する必要があります）	10万円以内

（注）補助金は毎年度予算の範囲内で先着順とし、予算がなくなり次第終了します。補助金には交付要件がありますので、詳しくは農村振興課、または各農業農村振興事務所にお問い合わせください。

## 2. 中山間地域の農村集落等

中山間地域の集落等において、地域活性化に向けた話し合いや先進地視察、ワークショップなどを行ったり、活性化に向けた実践活動、企業、大学等と協定を締結した協働活動等を行うことができ、活動に必要な経費の補助が受けられます。（令和4年度末時点の情報です。今後変更になる場合があります。）

[中山間地域の農村集落等に対する支援]

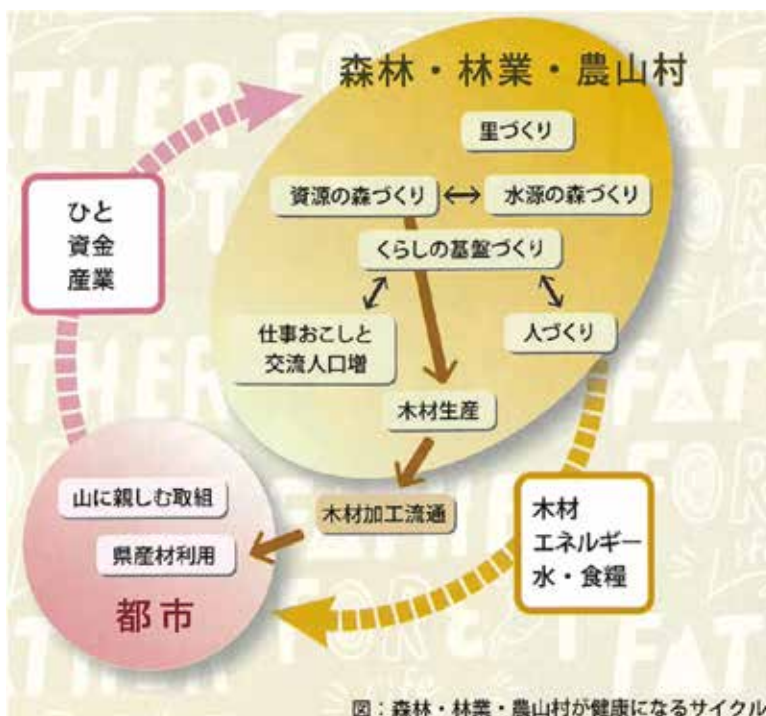
事業メニュー	対象	対象となる取組	補助額
計画策定支援	自治会、地域住民等で組織する地域協議会、土地改良区や自治会等で構成する地域活動団体など	集落等で話し合いや先進地視察等を行って、地域の活性化計画を作るための取組。（「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」または「中山間地域等直接支払制度」に取り組み組織を除く）	15万円以内
実践集落等支援	同上	地域の活性化計画に基づく実践活動や、企業や大学等と連携・協働した活性化を促進する取組	20万円以内

（注）補助金は毎年度予算の範囲内で先着順に受け付けています。補助金には交付要件がありますので、詳しくは農村振興課、または各農業農村振興事務所にお問い合わせください。

## 資料2-2 「やまの健康」の取組

森林・林業・農山村（＝やま）を一体的に捉えて、やまの価値や魅力、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって「まち」と「やま」を含めた県民全体との関わりを創ることで、**農山村の活性化を図る**取組です。

滋賀県では県庁の多様な部局が連携して「やま、さと、まち」をつなぐ取組を推進しています。また市町や地域とも協働しています。滋賀県の農山村の地域資源を活かして、モノ・サービスなどによる経済循環や県民とやまとの関りをつくっています。



### さあ、みんなで始めよう！「やま」とつながる、FATHER FOREST Life！

「やま」と関わる機会がたくさんあります。滋賀の「やま」の魅力を最大限活かした暮らし。滋賀ならではの暮らしを一緒に楽しみましょう。



図出典：滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

## 資料2-3 農福連携（滋賀県の取組）

滋賀県では、農業分野における障害者の活躍の場を広げるとともに、**農業と幅広い福祉（障害者、医療、高齢者、子ども食堂など）の連携による取組を「新たな農福連携」として、「誰もがいきいきと地域で暮らし、ともに働き、ともに活動する共生社会づくり」を進めています。**

「しがの農×福ネットワーク」は、「農福連携」に関心のある個人、グループ、民間団体、企業、大学、行政機関などが、それぞれが持つ農福連携に関する情報の発信や啓発、意見交換、参加者どうしの農福連携の取組の支援などを行うことで、滋賀の農福連携を推進します。

### 「しがの農×福ネットワーク」 主な活動内容

- 農福連携の取組事例の紹介や情報交換を行う交流会や研修会の開催
- 会員の農福連携の取組内容の情報発信
- 会員間の農福連携に関する取組の支援等



「農業」や「農作業」の持つ多面的機能に着目し、「農業」「農作業」をツールとして  
**誰もがいきいきと地域で暮らし、ともに働き、ともに活動する共生社会を実現**

「しがの農×福ネットワーク」への参加団体・個人を募集しています。

県ホームページで「しがの農×福ネットワーク」のキーワードで検索して、右図の参加申込書をダウンロードしてください。

### 「しがの農×福ネットワーク」の参加募集対象

- 障害者の受入や雇用に関心をお持ちの農業者の方
- 農業を事業に取り入れたい福祉関係者の方
- 農福連携に関する連携先をお探しの企業・団体の方
- 農業を通じた地域活性化の取組に興味をお持ちの方
- 農福連携に取り組みたいが、何をしたらよいかとお悩みの方

### 「しがの農×福」ネットワーク参加申込書

【しがの農×福ネットワーク】では、こんなみなさまを募集しています！

- 障害者の受入や雇用に関心をお持ちの農業者の方
- 農業を事業に取り入れたい福祉関係者の方
- 農福連携に関する連携先をお探しの企業・団体の方
- 農業を通じた地域活性化の取組に興味をお持ちの方
- 農福連携に取り組みたいが、何をしたらよいかとお悩みの方

○参加いただける方法、このページをコピーしていただくか、原印の様式をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、FAXまたはE-mailにてご送付のうえお送りください。

【お問合せ・申込先】 滋賀県農林水産部長 次郎 宇園・財務係

FAX: 077-528-4880 E-mail: ga00@pref.shiga.lg.jp

※ 基本情報（※この欄の内容は「公表」します。）

姓 個人名	
事業・取組内容の概要	
担当名	
ホームページURL (任意)	
2 お問い合わせの連絡先	
性別 (当務者の別注先)	
担当者の氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

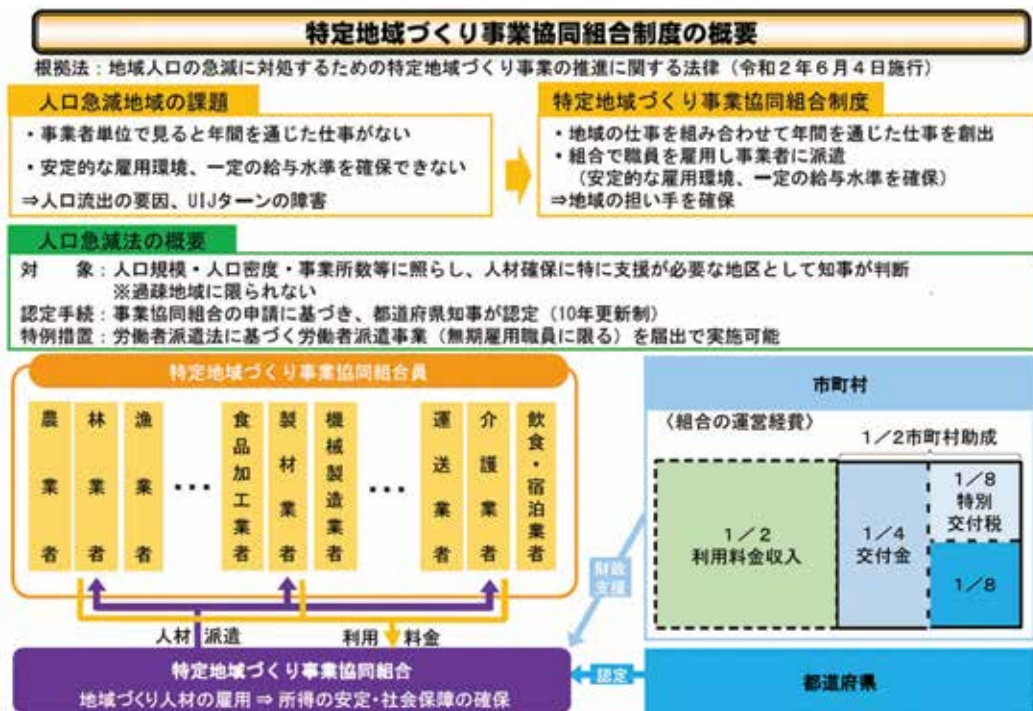
【申込書への記載方法】

- 申込書は必ずお読みください。
- 申込書は必ずお読みください。お読みの上、必要事項を記入の上、お送りください。
- 申込書は必ずお読みください。お読みの上、必要事項を記入の上、お送りください。
- 申込書は必ずお読みください。お読みの上、必要事項を記入の上、お送りください。
- 申込書は必ずお読みください。お読みの上、必要事項を記入の上、お送りください。

## 資料2-4 特定地域づくり事業協同組合制度

特定地域づくり事業協同組合制度とは、季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の業務を組み合わせ、年間を通じた雇用を確保し、事業協同組合が個々の事業者に派遣することで、地域の担い手確保を図ろうとする事業です。

人口急減地域において中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにするというものです。



【イメージ】農繁期組合セタイプ ①繁忙期に人が足りない、②閑散期の作業がないので  
通年雇用できない、に対応

★農繁期：農作物の播種、収穫等の作業 ★農閑期は農業関連産業や他産業（スキー場など）

- 対象地域は、「地域人口の急減に直面している地域」。：具体的には、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域（以下「過疎地域」という）、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域はもとより、「近年の人口の動向」、「高齢化の進行」、「若年層の減少」、「人口密度や地域の事業所数」など、さまざまな観点から地域の実情を汲みとり、都道府県知事が適切と認める地域等がこれに当たるものと考えられる。（過疎地域に限られるものではない。）
- 労働者派遣法で派遣禁止業務とされている以下の業務に就くことはできない。  
港湾運送業務、建設業務（林業のうち地ごしらえ、植栽業務を含む。直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は除く。）、警備業務
- 最低でも2以上の派遣先の事業に従事する必要がある。
- 派遣職員の一の派遣先での年間労働時間は、当該派遣職員の年間総労働時間の8割以内であり、それを超えた場合は、当該派遣職員の人件費全額が特定地域づくり事業推進交付金の交付対象外となる。
- 事業者とは、法人、個人を問わず、自己の名において「事業を行っている者」をいい、「者」とは、人格体を意味するものであることから、法人格を持たない任意の組織、団体、グループ等を組合員資格として定めることはできない。
- 法人事業者の場合であって、支店、支所、出張所、工場等がある場合、これらは独立の人格を有する事業主体ではないので、それらが単独で組合員になることはできず、これらを包含した法人が組合員となる。
- 組合員以外の者への派遣は、組合員の利用分量の総額の100分の20の範囲内に限られている。

出典：農林水産省農村振興局農村計画課（令和2年12月）「農林水産業の現場における人口急減地域特定地域づくり推進法の活用に向けて」を参考に作成



## 資料2-5 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は概ね1年以上、3年以下です。

【制度概要】都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

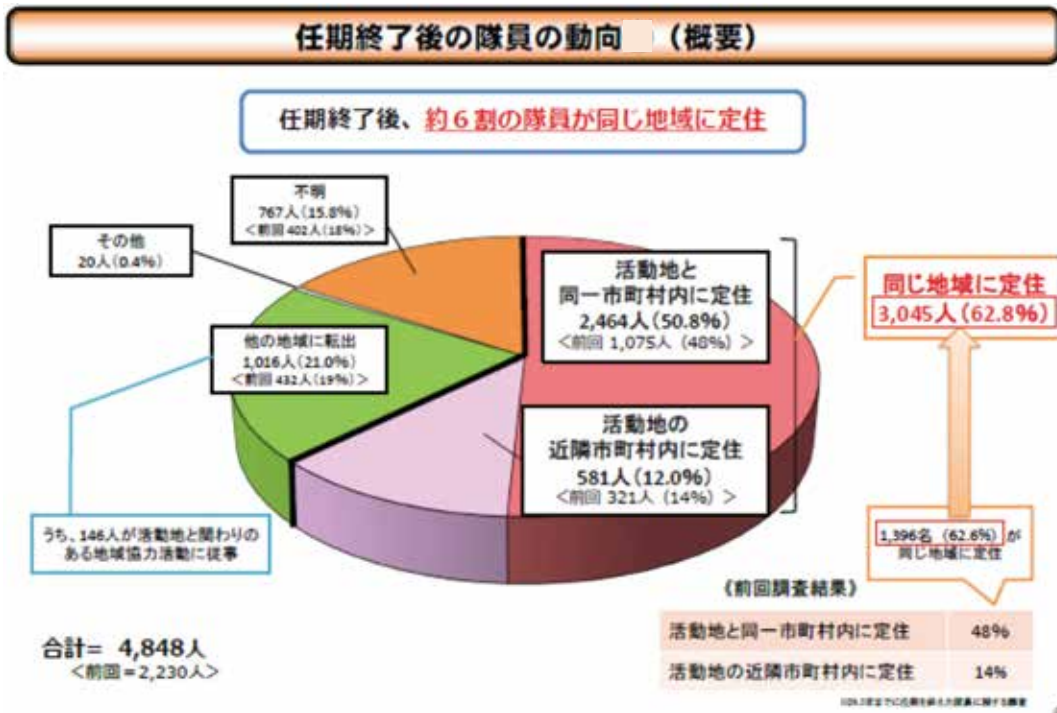
【実施主体】地方公共団体

【活動期間】概ね1年以上3年以下

【地方財政措置】

- ◎地域おこし協力隊取組自治体に対し経費について特別交付税措置
- ◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置
- ◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置。

過去の実績では62.8%が同じ地域に任期終了後も定住しています。



出典：総務省「令和元年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査」  
総務省地域おこし協力隊ホームページ

## 資料2-6 緑のふるさと協力隊

「緑のふるさと協力隊」は、農山村での活動や暮らしに関心を持つ若者を全国の市町村に1年間派遣し、農林業活動や生活体験を通じて山村と都市との相互理解と交流を重ね、地域活性に寄与することをねらいとしています。

近年、活動終了後に定住する若者が増えており、これまでに派遣された隊員の約4割が農山村での暮らしを続けています。(主催：特定非営利活動法人 地球緑化センター)

### 【応募・運用】

市町村が応募：11月末まで「緑のふるさと協力隊」受入先市町村を募集。

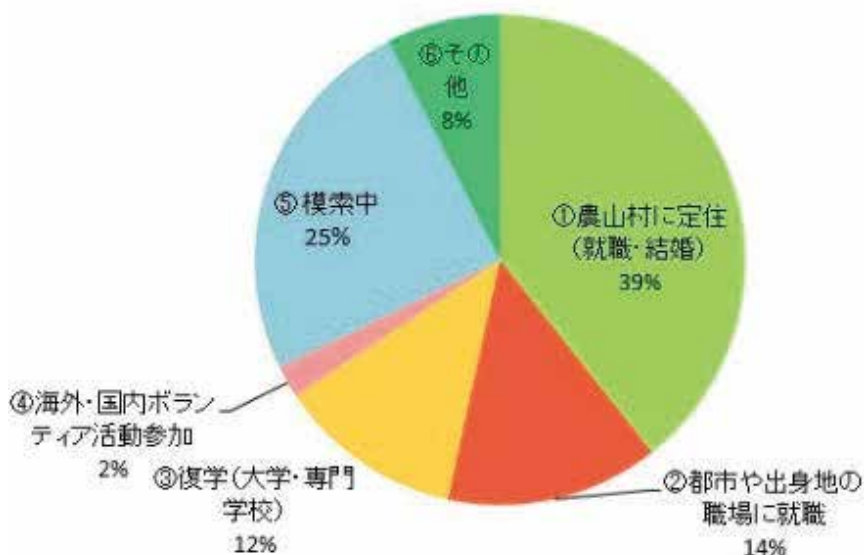
協力隊の受入窓口は、市役所・町役場または支所です。

その職員が「受入先担当者」として

- ①協力隊の活動の調整や暮らしをサポート。
- ②受入先では、隊員の活動プログラムを用意。まずは用意された活動に一生懸命取り組む。
- ③活動や暮らしに慣れてきたら、担当者と相談しながら、自分なりの目標を立てて活動を進める。
- ④受入先が用意した活動だけではなく、空いた時間を利用して地域行事や集落活動にも参加。

### 緑のふるさと協力隊活動終了後に39%が農山村に定住している

緑のふるさと協力隊活動終了後の進路

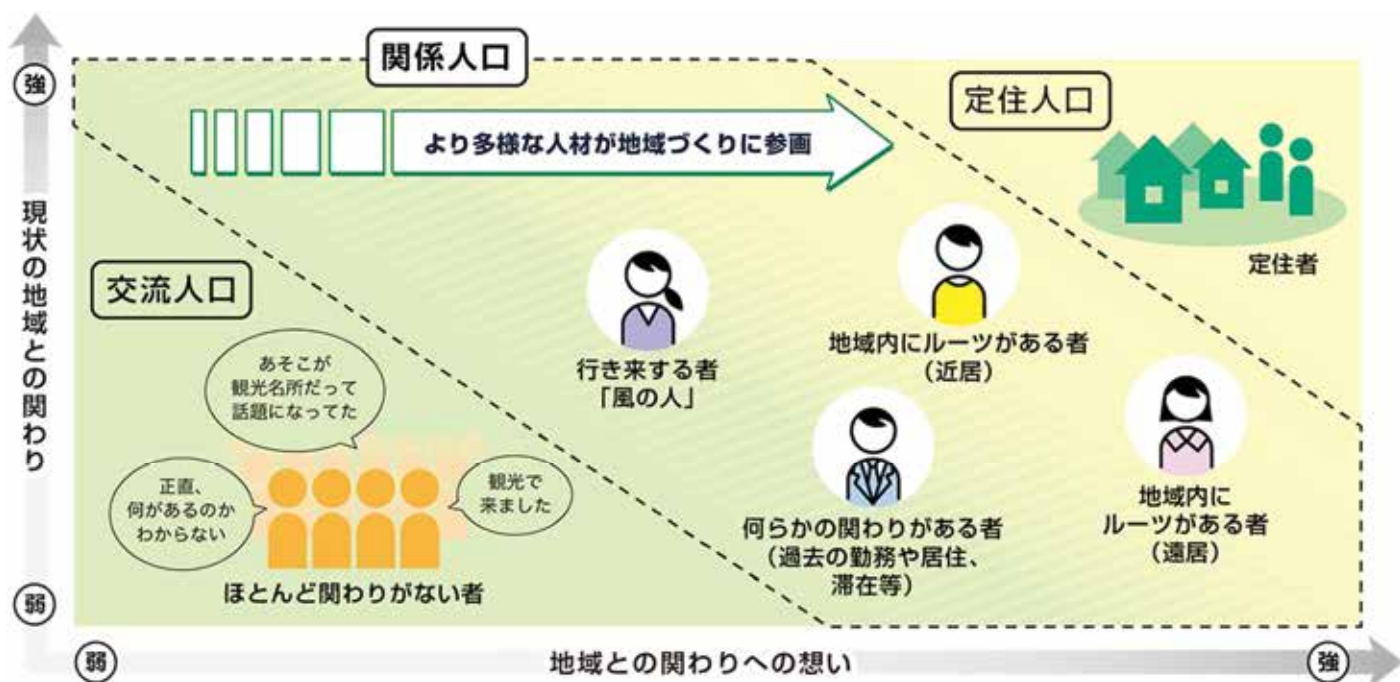


出典：特定非営利活動法人 地球緑化センターホームページ

## 資料3-1 関係人口

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。



### 関係人口モデル事業(総務省)

地域外の者が関係人口となる機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体を支援するモデル事業を「関係人口創出・拡大事業」として実施しています。関係人口の創出・拡大に向けて、関係人口と地域との継続的な協働事業や関係人口も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体への支援により、取組を深化させるとともに、全国に向けた情報発信により、深化した取組の横展開を推進。

### 関係人口モデル事業のパターン

**関係深化型(ゆかり型)**：その地域にルーツがある者等を対象に関係人口を募る仕組みを設け、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取組。

**関係深化型(ふるさと納税型)**：ふるさと納税の寄附者を対象に地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取組。

**関係創出型**：これから地域との関わりを持とうとする者を対象に地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供し、地域の課題やニーズと、関係人口となる者の想いやスキル・知見等をマッチングするための中間支援機能を形成する取組。

**裾野拡大型**：都市部等に所在するNPO・大学のゼミなどと連携し、都市住民等の地域への関心を高めるための取組。

**裾野拡大(外国人)型**：地域住民や地域団体等と連携し、外国人との交流を促進し地域(地域住民や地場産業)との継続的なつながりを創出するために行う取組。

出典：総務省 地域力創造グループ 関係人口ポータルサイト

# 資料4-1 小さな拠点における多機能型の取組を 持続的に行うための組織づくり

**集落地域における「小さな拠点」とは、**  
人口が減少しても人々の生活が守られ、地域に住み続けられることを目指す取組

「小さな拠点」とは、集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化したもの。中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成が求められています。そのためには、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが有効です。



**中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持**  
**地域の困りごと別の地域生活を支える「小さな拠点」の例**

以下の3つ項目の困りごとを解決する機能を「小さな拠点」が担う

- I 生活サービスの確保を担う**
- 近くに食料品や日用品を扱う商店やガソリンスタンドが無くなったので住民組織で販売する
  - 地域に診療所やデイサービス施設、保育所などがなくなったので、地域でサービスを提供する
  - 商店や診療所、役場や郵便局などを、歩いて回れる範囲に集める
  - 公共交通が不便な地域などで、住民向けに運送サービスを行う

- II 地域コミュニティの活力や人材活用**
- 地域が連携して助け合いにより雪下ろし活動維持
  - 廃校を活用したり、道の駅の認定を受け、地域の拠点を形成
  - 地域内に増えてきた空き家や空き施設を地域資源として活用
  - 積極的な人材育成
  - 女性の積極的な地域への参加
  - 地域おこし協力隊やUIJ ターン者が地域振興に活躍

- III 仕事や収入の創出、取組の継続**
- 農林水産物や加工品の開発等により、地域の雇用・収入確保
  - 大学や企業などと、継続的な交流
  - 地域内に増えてきた空き家や空き施設を地域資源として活用
  - 地域の就業環境や定住環境を整えることで、UIJ ターンを増やす

出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室「住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き」  
国土交通省 「「小さな拠点」づくりガイドブック」を参考に作成。

# 資料4-2 「獣害に強い集落環境点検」実施の手引き

『獣害に強い集落環境点検（以下「集落環境点検」）』は、集落と関係機関（行政、農業団体、獣害対策協議会など）が野生動物の出没原因を正しく認識することによって、地域の課題を整理・再認識し、地域の実情に応じた対策を選択・実施することを目的に行うものです。

## 5つの点検の項目

- ①加害動物と行動状況（種類、規模、農地依存度など）
- ②被害の状況（被害品目など）
- ③集落環境の状況（誘引物、周辺林地、畦畔・法面の植生など）
- ④これまで実施してきた対策の状況（防護柵の設置状況、捕獲の状況など）
- ⑤守り手の状況（リーダー、協力者、道具、資金など）

## 集落環境点検の流れ



獣害対策情報管理データベース  
で作成した被害マップ

集落番号	種別 (田、畑、森林、竹林等)	面積 (㎡)	耕作 不耕作	主な作物付品目 (5品目まで)	被害の程度 <sup>※1</sup> (低、中、高、 少、多)	物の種類 <sup>※2</sup> (米、麦、大豆、 野菜、その他)	被害の被害 管理状況 (1, 2, 3)	調査日		調査地点	備考
								調査日	調査日		
1	田	5	耕作	水稲				1期			水稲は今まで被害なし
2	田	10	耕作	水稲							
3	田	20	耕作	水稲							
4	畑	1.5	耕作	スイカ、ナス、きゅうり	甚	ネット (竹製)	3				夏野菜の収穫後に網は撤去、サルが竹支柱を伝い侵入
5	田		耕作	水稲							
6	田		耕作	水稲							
7	畑	1	不耕作	果樹	甚	ネット	2				サンショウの茶あり、カキ、イチジク、クワの被害あり、収穫の被害あり
8	田	5	不耕作								トラクタ跡あり、雑草（スズメノカタビラ）あり
9	畑	3	耕作	シソ、サトイモ							
10	竹林			タケノコ	甚						高栄竹
11	山林										サルが時間以上滞在する場所、16から17に向かい移動
12	山林										高い払いをする1区に逃げ込む
13	森林										シシタケあり、サル目撃ほとんどなし
14	田		不耕作								セイタカアワダチ草等野生、獣の踏み場所、投致可能
15	田		不耕作								クヌ、セイタカアワダチ草等野生、インシシによる掘り起こし痕あり

点検野帳の記入例

## 被害防止対策の種類と内容

<p><b>要因除去法</b></p>  <p>放任されたカキに群がるサル</p>	<p>野生獣を集落や農地に誘引している原因を取り除くことによって、対象とする野生獣を集落や農地に近づけない、または近づけるきっかけを与えないための方法です。具体的な取組としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫残さの鋤き込みや堆肥化</li> <li>・収穫せずに放置されている果樹（放任果樹）の伐採や一斉収穫</li> <li>・畦畔、法面などの雑草の刈り払い</li> <li>・供物の持ち帰り</li> </ul> <p>などが挙げられます。</p>
<p><b>獣害を軽減させる 営農管理技術</b></p>  <p>繁茂するヒコバエ</p>	<p>野生獣による被害を受けにくい栽培技術や、野生獣にとってのエサとなるものを減らす管理技術など、里のエサ場としての価値を下げる技術です。具体的な取組としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻では遅植えや早期中干しなどにより、ヒコバエの発生量を減らす</li> <li>・それぞれのほ場の土壌条件に応じた、適切な速度、回転数で秋耕を行い、ヒコバエを確実に埋没させ、エサとして利用できないようにする</li> </ul> <p style="text-align: right;">など。</p>
<p><b>集落・農地環境改変法</b></p>  <p>農地と林地の間を刈り払い</p>	<p>野生獣に対する心理的な障壁を高めることによって、集落や農地周辺に対象とする獣を近づけにくくするための方法です。具体的な取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・散歩や農地の見回りは、できるだけ山際の道を通る</li> <li>・林地と農地の境界にある雑草帯の解消や家畜の放牧による緩衝帯の造成（放牧ゾーニング）</li> <li>・畦畔への防草シートの敷設、シソやミントといった獣害を受けにくい作物の植栽</li> </ul>
<p><b>追い払い・追い上げ法</b></p>  <p>モンキードッグ</p>	<p>Ⅳ－a 追い払い法 集落や農地に出没した野生獣を、集落や農地から追い出す方法です。</p> <p>Ⅳ－b 追い上げ法 集落や農地から離れた奥山などの目的地に野生獣を一定の方向に追い上げる方法です。この場合、追い上げる場所に対象とする獣の生息に適した森林が存在し、かつ他の群れが存在しないことが必要です。</p> <p>Ⅳ－c 追い払い・追い上げの具体的な方法 「追い払い」や「追い上げ」を実施する際の具体的な手段として、以下の方法があります。野生獣の人馴れの程度に応じて、実施手段も高度化させていくことが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ステップ1：大声をあげながら、棒状のものを振り回して追う</li> <li>ステップ2：動物駆逐用煙火、エアガンなどを用いて追う</li> <li>ステップ3：十分な訓練を受けた飼いい又に追わせる</li> <li>ステップ4：上記の方法に加え、接近警報システムを利用する</li> </ul>
<p><b>防護柵</b></p>  <p>金網柵 (上部にサル除けネットを併用)</p>	<p>V－a 簡易侵入防止柵 小規模な農地をネットや金網、電気柵などで簡易に囲う方法です。</p> <p>V－b 棲み分け柵 野生獣の行動域と人間の活動域とを明確に隔てる方法です。</p> <p>V－c 防護柵の設置と他の被害防止対策との組合せによる効果</p> <p>V－d 防護柵の維持管理や設置後の営農活動</p>

出典：滋賀県農業経営課（2018）「獣害に強い集落環境点検 実施の手引き」

## 資料4-3 近隣景観形成協定

近隣景観形成協定とは、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づき、地域にお住まいの方々によって、建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成に関する事項について、**お互いに取り決め（協定）を結び、相互に協力して美しく住みよいまちづくりを進めていただくための、滋賀県独自の制度**です。

地域での取り決め（協定）が、滋賀県の風景を守り育てていく上で、大いに役立つ内容のものであると認められる場合は、市町長からの推薦を受け、知事が「近隣景観形成協定」として認定しています。昭和60年に長浜市高月町雨森地区が第1号に認定されて以降、認定協定数は現在までに88地区にのぼり、地域にお住まいの方々の手で、風景・景観を守り育てる活動が日々行われています。

景観まちづくりに興味をお持ちの地域や、**協定締結に向けてご検討いただける自治会には、県の担当職員がお伺いして当協定制度について詳しく説明しますので、お気軽に都市計画課景観係までご相談ください。**



**相談先** 滋賀県土木交通部都市計画課  
大津市京町四丁目 1-1 ☎：077-528-4184

### 認定の対象

①  
自治会や町内会などの区域を対象としていること。

②  
協定区域内の土地や建物の所有者または管理者の3分の2以上の合意によって結ばれていること。

③  
建築物や工作物の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化について、それぞれ定めてあること。

④  
協定の有効期限が5年以上であること。

### 美しいまちづくりへの援助があります！

近隣景観形成協定の認定を受けた地域で、協定の関係者が美しいまちづくりのために行う事業について県市町の支援（補助金）を受けられる場合があります。

### 協定・認定までのフロー

美しいまちづくりについて町内で十分に話し合います。

みんなで意見をまとめ、協定で取り決める内容を具体的に取り決めます。

必要に応じて県・市・町のアドバイスを求めます。

協定を結びます。

市町長が推薦します。

知事が近隣景観形成協定として認定します。



協定の内容を広く公表します。

令和元年6月19日公布  
令和元年8月16日施行

## 背景

棚田地域は、人口の減少、高齢化の進展等により荒廃の危機に直面しているため、国等の責務を明らかにして貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の持続的発展等に寄与することを目的として「棚田地域振興法」が令和元年8月に施行されました。



高島市畑の棚田

## 滋賀県棚田地域振興計画

県では、法に基づき、県における棚田地域の振興に関する基本的な計画である「滋賀県棚田地域振興計画」を策定しました。計画では、棚田地域の振興の目標や、講ずべき施策と併せて、指定棚田地域の指定に関する推進方針を定めています。指定棚田地域においては、地域振興事業の優先採択や面積要件の緩和、補助率のかさ上げなどの措置が講じられています。

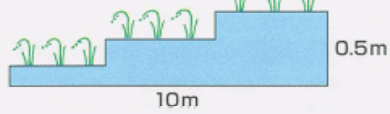
「滋賀県棚田地域振興計画」：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nousonshinkou/315331.html>

### 指定棚田地域の指定状況

(令和4年度末時点)

棚田地域

田：傾斜 1/20 以上



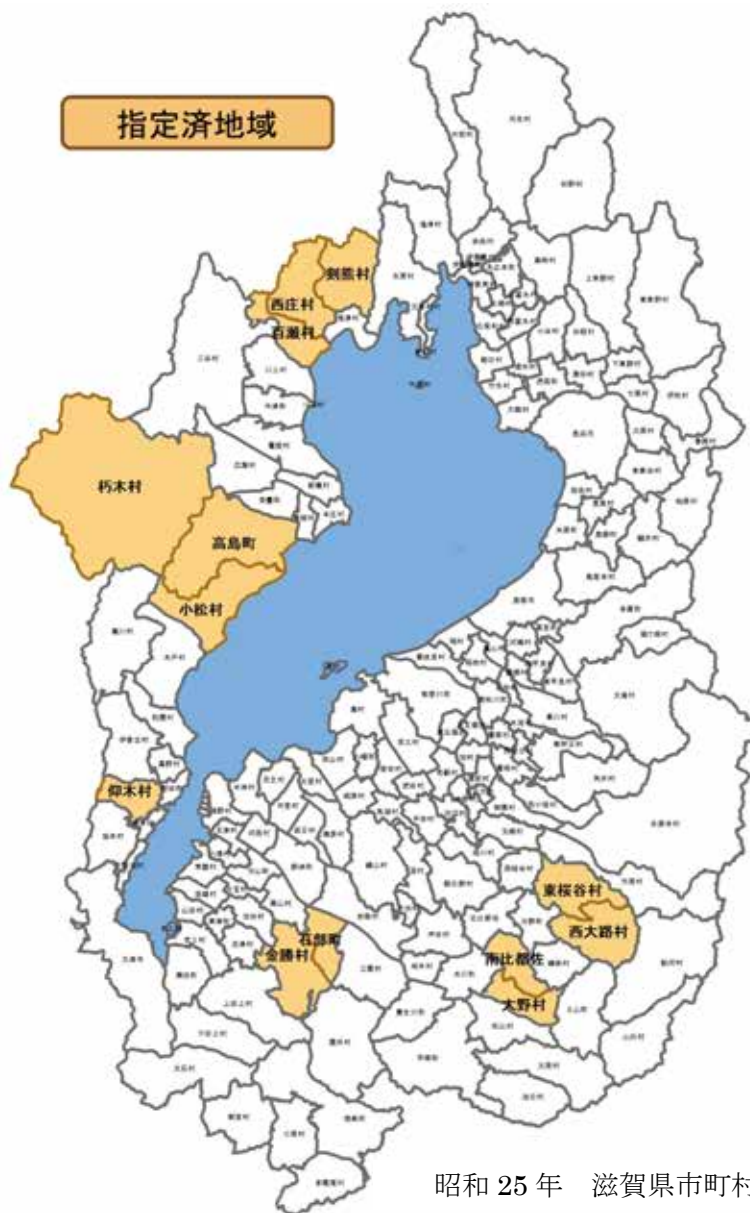
※棚田地域振興法上の「棚田地域」とは、昭和25年2月1日における市町村（旧旧市町村）の区域であって、当該区域内の勾配が20分の1以上の土地にある一団の棚田の面積が1ヘクタール以上ある地域です。

#### ●指定済の指定棚田地域（旧町村）

- ・大津市：仰木村
- ・高島市：剣熊村、西庄村、百瀬村、朽木村、高島町
- ・高島市（大津市）：小松村
- ・栗東市：金勝村
- ・甲賀市：大野村
- ・日野町：南比都佐村、東桜谷村、西大路村
- ・湖南市：石部町



◆指定棚田に指定された上仰木地区における棚田オーナーの稲刈り状況



昭和25年 滋賀縣市町村図

※自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる一定の地域として、昭和25年当時の市町村の区域が指定の基準となる区域とされている



## 集落内の荒廃農地を中山間地域等直接支払制度の協定農用地に取り込む

地域の農業を継続・発展させるためには、農地をまとまった状態で維持していく必要があります。しかし、周りに荒廃農地があると・・・  
 田園風景が損なわれているし、鳥獣被害や病害虫発生が悪影響を受けて、周りの農家までやる気を失くしてしまった・・・

集落内の荒廃農地を中山間地域等直接支払制度の協定農用地に取り込むことができます。

集落の中に既に荒廃した農地がある場合に、それをどのように解消するかを話し合っていたら、その結果を協定書に位置付けることで、取り込んだ荒廃農地の面積に以下の単価を乗じた額が毎年度（令和6年度まで）交付されます。

農地に復旧する方法としては、荒廃農地に牛などを放牧して雑草を食べさせる方法により行うことも可能です。

また、農地に復旧することが困難な場合に、次善の策として荒廃農地を林地化する場合も交付対象としています。

ただし、第5期対策の最終年度（令和6年度）までに荒廃農地の復旧又は林地化が行われなかった場合には、取り込んだ荒廃農地の面積に応じて支払われた交付金を協定認定年度に遡って返還していただくことになるのでご注意ください。

### ①農地に復旧する場合

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500

地目	区分	交付単価 (円/10a)
草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000

※ 復旧したことにより傾斜がなくなった場合でも、緩傾斜の単価で交付されます。

### ②林地化する場合

「畑」の単価（林地化前の地目の単価の方が安い場合にはその単価）

※ 農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続が必要です。

出典：農林水産省（令和2年4月）「中山間地域等直接支払制度パンフレット」

# 資料7-1 農地中間管理機構

農地中間管理機構は、平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。農地中間管理機構はこのようなときに活用できます。

- ・ リタイアするので農地を貸したいとき
- ・ 利用権を交換して、分散した農地をまとめたいとき
- ・ 新規就農するので農地を借りたいとき

滋賀県では、公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金。



機構を活用すると、機構集積協力金が支払われますが、「交付要件」や「交付単価」は、年ごとに国が全国一律で定めます。(以下は令和2年度の単価)

### 【経営転換協力金】

- 以下のいずれかに該当する農地所有者（個人または法人）
- ア 農業部門の減少により経営転換する農業者
  - イ リタイアする農業者
  - ウ 農地の相続人で農業経営を行わない者

交付単価 1.5万円/10a  
上限額 50万円/1戸

### 【地域集積協力金】。

以下の要件を満たす「地域」が交付対象地域となります。

- ア 同一市町内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限ります。）
- イ 農業集落、大字または学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの。
- ウ 「人・農地プラン」が実質化されていること。

アの「機構の活用率」に応じて定められるイの交付単価に、ウの「交付対象面積」を乗じた額を付します。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{令和2年3月から令和3年2月末までに機構に貸し付けられた農地面積}}{\text{「地域」の農地面積}} \times \frac{\text{再貸付面積}}{\text{令和2年2月末までに機構に貸し付けられた農地面積}}$$

イ 交付単価 (ブ) 集積・集約化タイプ

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域(※3)	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

注: 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分の20%超を10%超とします。

(イ) 集約化タイプ

	機構の活用率	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

$$\text{交付対象面積} = \frac{\text{令和2年3月から令和3年2月末までに機構に貸し付けられた農地面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

出典：公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金 農地中間管理機構 ホームページ

## 資料 9-1 FOEAS（地下水水位制御システム）

### 概要：地下排水と地下からの灌漑の両方の機能を備えたシステム

FOEAS は、水田の地下排水と地下灌漑の両方の機能を備えた施設です。豪雨時には地下排水、晴天が続いて土が乾燥した時には地下灌漑を行い、水田で栽培される畑作物の安定生産などに貢献します。

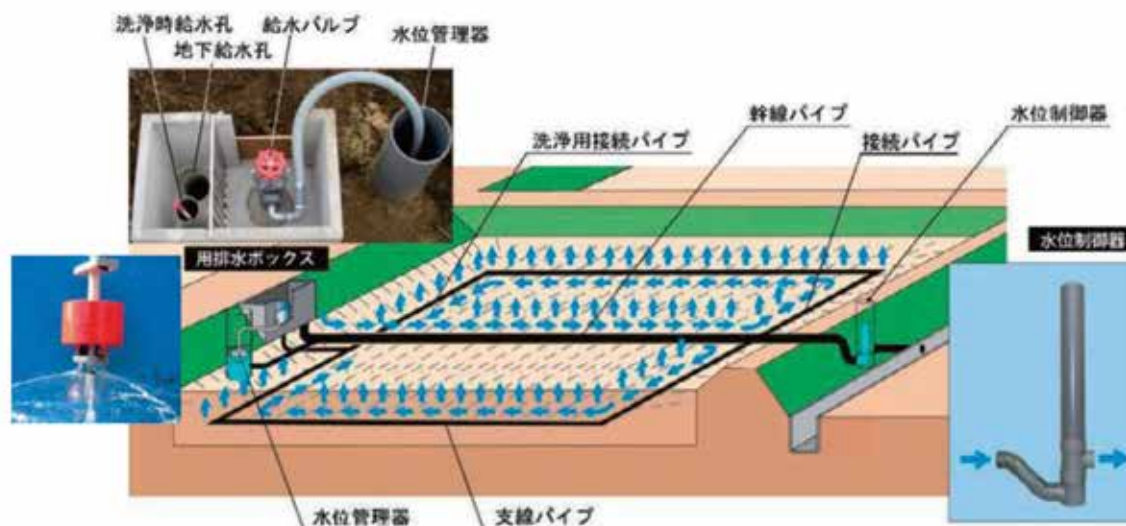


図- FOEAS の概要

深さ約 60cm に水平に埋められた地下パイプ（標準間隔 10m）、用排水ボックス、フロートの付いた給水器（水位管理者）、排水の高さを変えられる二重構造の塩ビ管（水位制御器）から構成されています。さらに、暗渠管と直交方向に、深さ 40cm の弾丸暗渠（補助孔）が 1m 間隔で設置されています。

弾丸暗渠は、地下パイプを通じた用水を横方向に広げて、ほ場全体に水を行き渡らせる役割を果たします。

### 地下灌漑機能からみた導入条件

#### ①地下パイプからの漏水が大きいと地下灌漑が困難に

地下灌漑では、地下パイプから地表に向かって水位を上昇させる必要があります。従って、地下パイプから下への漏水が多い場合、地下灌漑が困難になります。**地下パイプから下への漏水がごく小さいことが、システムの導入条件**です。

#### ②導入条件（その 1 高い地下水位）

地下パイプから下への漏水がごく小さい条件の一つは、地下パイプが埋設される **60cm 付近に水田の地下水位がある**ことです。これを確認するためには、穴を掘って地下水位を直接観察します。さらに、地下水位が高い水田では、しばしば下層にグライ層と呼ばれる青い土が観察されますので、土の色で判断することもできます。

#### ③導入条件（その 2 低い土の通水性）

段丘上の水田などでは、地下水は地下パイプが埋設される 60cm より深い位置にあります。このような条件下で地下から灌漑する際、**地下パイプが埋設される 60cm 付近での土の通水性が高いと地下パイプから下への漏水が大きくなります**。土のタイプには粘土、壤土、火山灰土、砂質（レキ質）土などがあります。**粘土は、土の通水性が低く、漏水のリスクは小さいです。一方、火山灰土や砂質土は、土の通水性が高い場合が多く、漏水のリスクは大きい**です。

出典：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（平成 28 年 3 月）  
「水田輪作における地下水水位制御システム活用マニュアル 増補改訂版」

# 資料 10-1 農泊

**農泊**とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行を指します。

(農林水産省ホームページより引用)

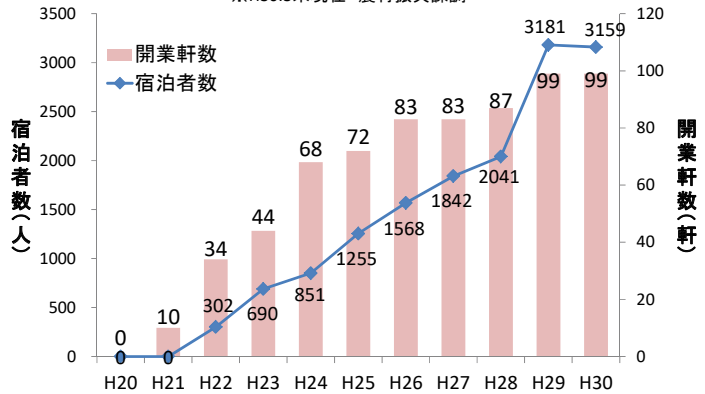
**農家民宿**とは、旅館業法上の営業許可を取得した「農林漁業体験民宿業を営む施設」のことをいいます。

滋賀県では、農家民宿開業の手引きを作成しています。

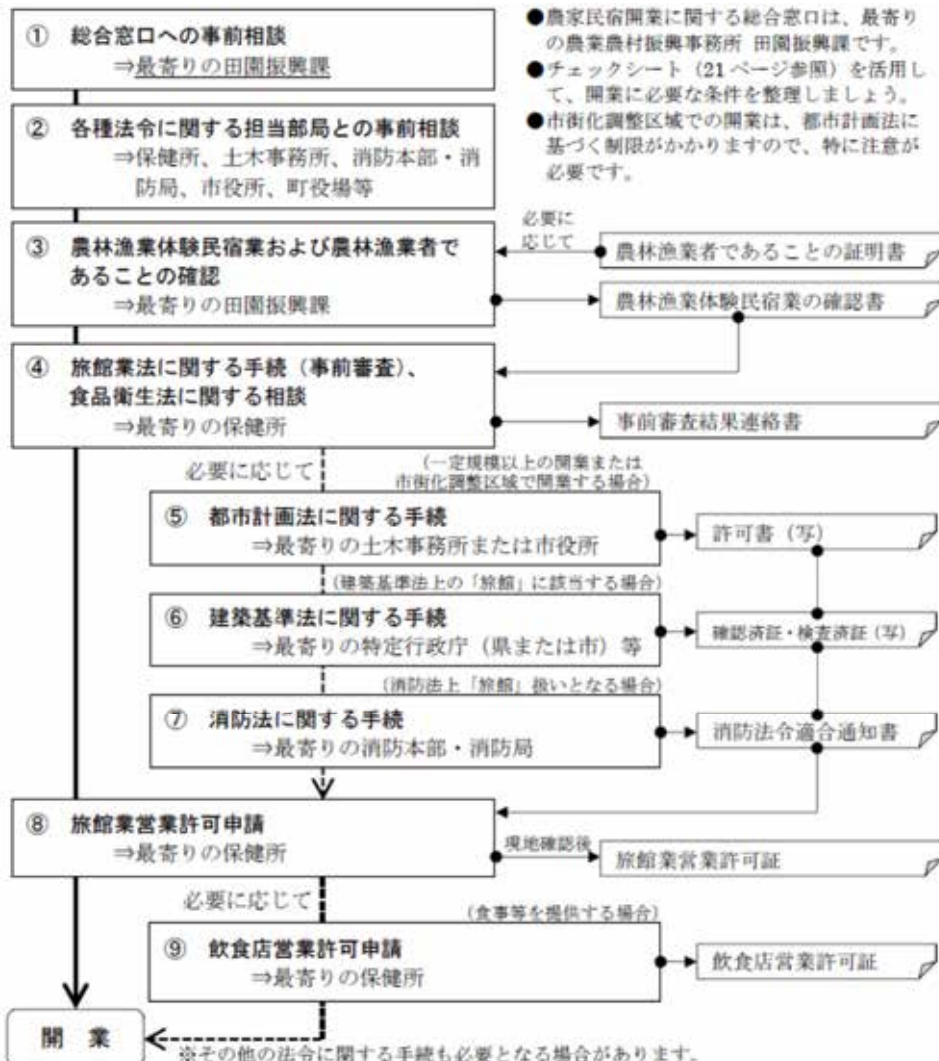


農家民宿開業軒数および宿泊者数

※H30.3末現在 農村振興課調べ



農家民宿開業までの許可申請には様々な法令に基づく手続が必要になるため、まずは、農家民宿開業の総合窓口へ問合せを行い、関連法令について相談してください。



出典：滋賀県農家民宿開業の手引き 参考に作成

## 5-2 滋賀県中山間地域の特徴

滋賀県の中山間地域の特徴として、国勢調査や農林業センサスからは、次のことがわかります。

### 滋賀県では緩やかな人口増加が続いている中、中山間地域の人口は減少に転じています

滋賀県全体の人口は、平成 27 年頃まで緩やかに増加を続けていますが、中山間地域の人口は平成 12 年頃をピークに人口減少に転じています。

### 中山間地域では高齢化率の上昇スピードが早くなっています

県下の中山間地域とそれ以外を比較すると、中山間地域では高齢化率の上昇スピードが早く、令和 2 年には高齢化率が 32.7%に達しています。

### 総農家数が減少しています

総農家数は、滋賀県全体、中山間地域とも減少しています。一方で**土地持ち非農家数の増加は顕著**であり、平成 27 年には総農家数を上回りました。

### 農業者の高齢化が進行しています

滋賀県全体、中山間地域ともに、農業従事者は減少しています。基幹的農業従事者（農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数）の年齢別構成比率は、75 歳以上の比率が増加傾向にあり、農業者の高齢化が進行していることがわかります。

### 滋賀県の耕作放棄地はこの 15 年間で倍増、中山間地域は県全体の 6 割以上を占めています

滋賀県全体の耕作放棄地は平成 12 年 1,012ha から平成 27 年は 2,276 ha に倍増しています。中山間地域の耕作放棄地面積は平成 12 年 616ha、平成 27 年 1,375 ha で、**滋賀県全体の 6 割以上を占めています**。

### 滋賀県の農業集落では寄り合い、祭り・イベント、福祉・厚生活動などが盛んです

滋賀県の農業集落では、寄り合い、祭り・イベント、福祉・厚生活動等が行われている集落の比率が全国平均よりも高くなっており、中山間地域だけを見ても同様の傾向です。**農地、森林の保全に取り組んでいる集落の比率も全国トップレベル**となっています。一方、**いずれの項目においても、単独集落で各取組を実施している集落の比率が非常に高く、集落を超えての取組が少ない**ことが特徴です。

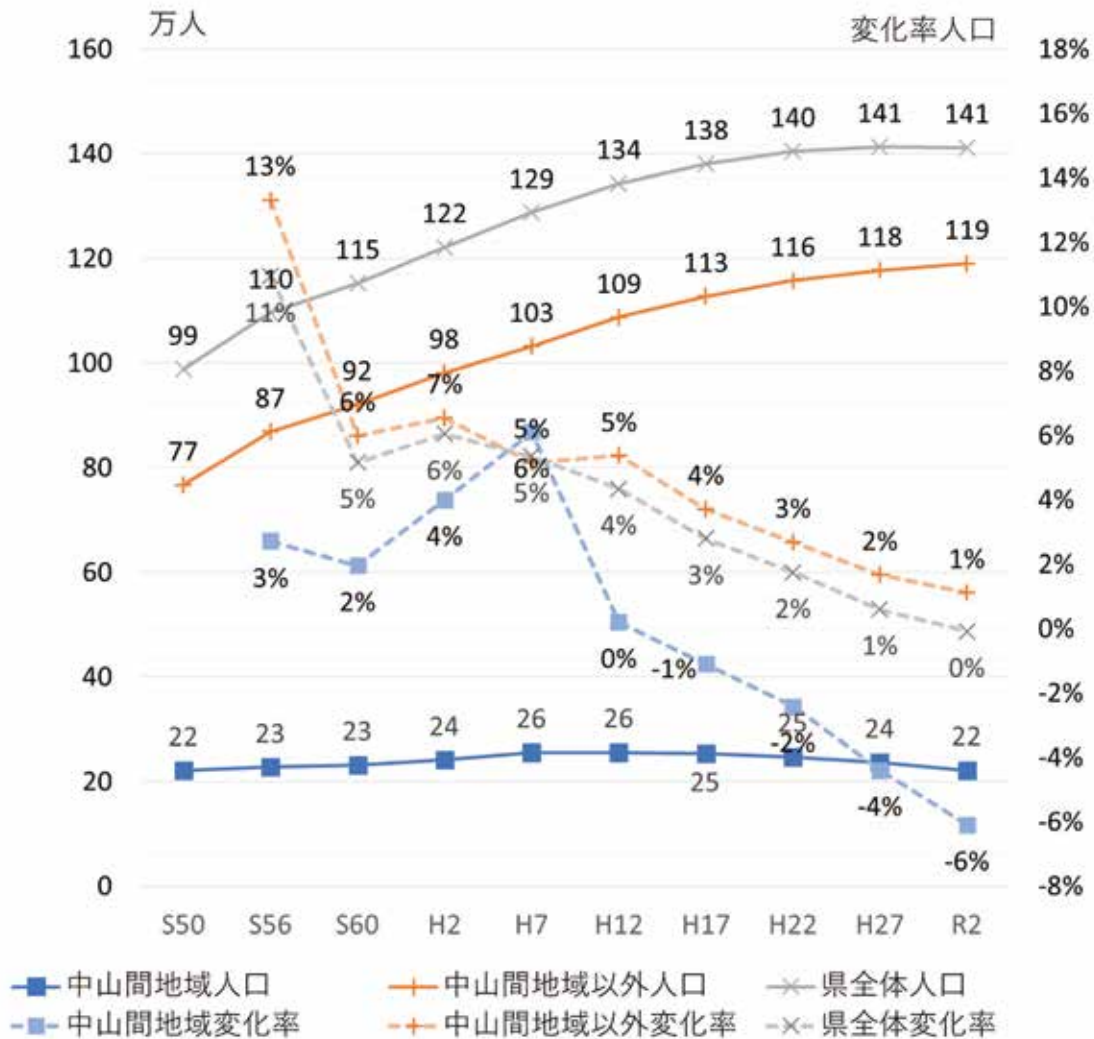
## 5-2-1 滋賀県中山間地域の人口の現状

以下の出典：H2年以前は滋賀県推計人口、H7～R2年は国勢調査  
中山間地域の人口減少地域と人口増加地域の分析は国勢調査データ活用

### (1) 滋賀県中山間地域の人口の推移

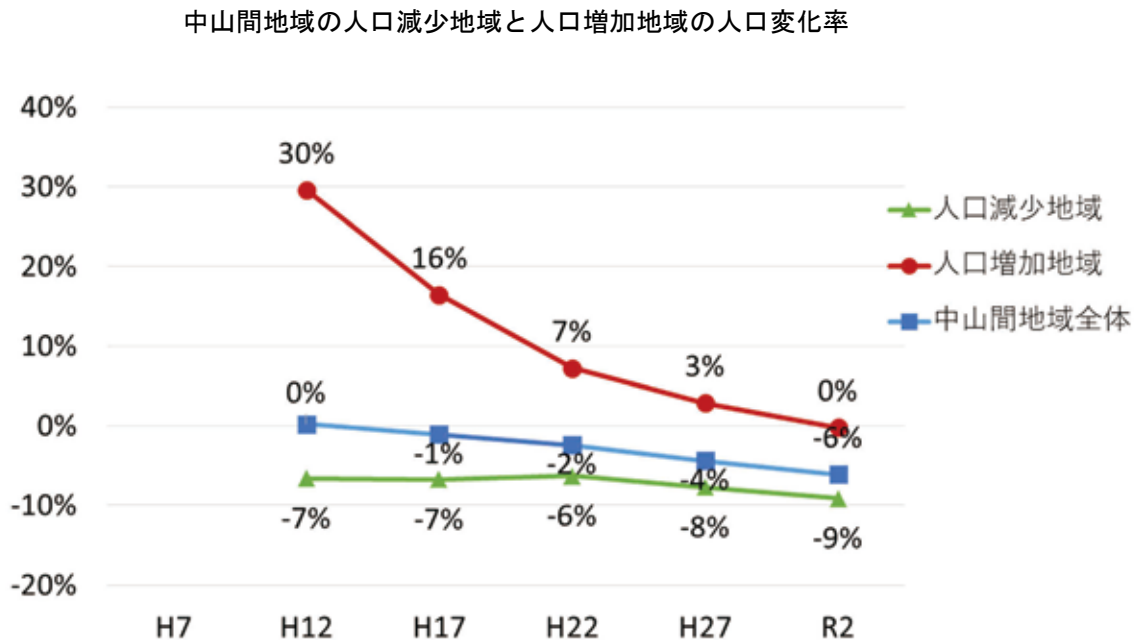
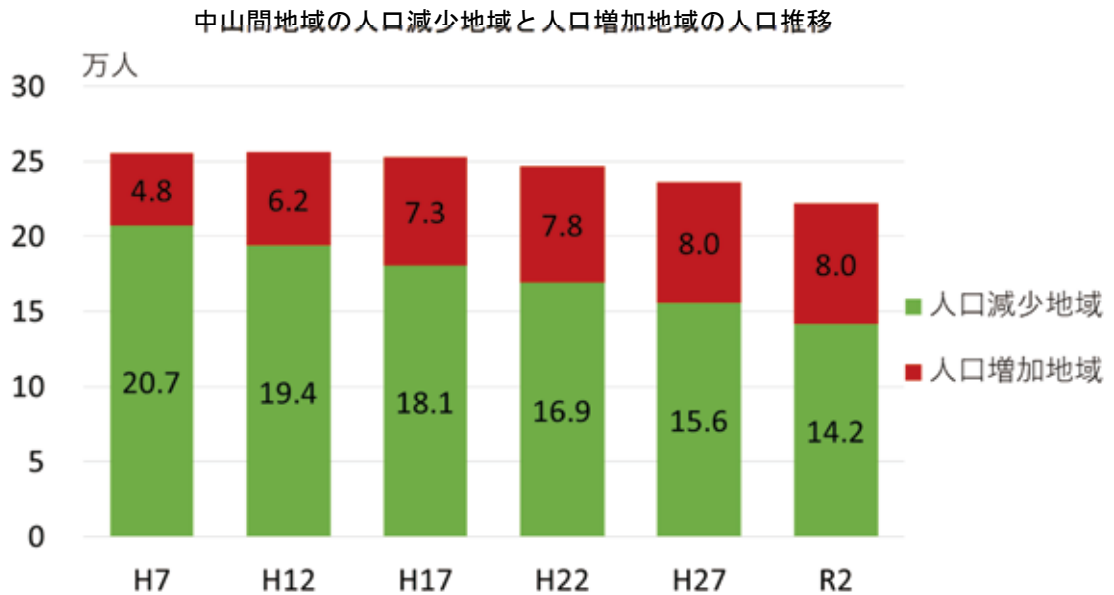
県下の中山間地域とそれ以外を比較すると、中山間地域では平成12年頃をピークに人口減少に突入り、令和2年には平成27年より6%減少しました。

中山間地域とそれ以外の地域の人口推移と変化率



中山間地域の中には、市街地に近いところで住宅開発が行われた地区が多く、中山間地域人口の約36%を占めています。

それらの地域を除く中山間地域（人口減少地域）は、人口減少のスピードが早く令和2年には平成27年から9%減少しました。



中山間地域の人口増加地域とは、平成7年から令和2年の間で人口が増加した小地域※  
 中山間地域の人口減少地域とは、平成7年から令和2年の間で人口が減少した小地域

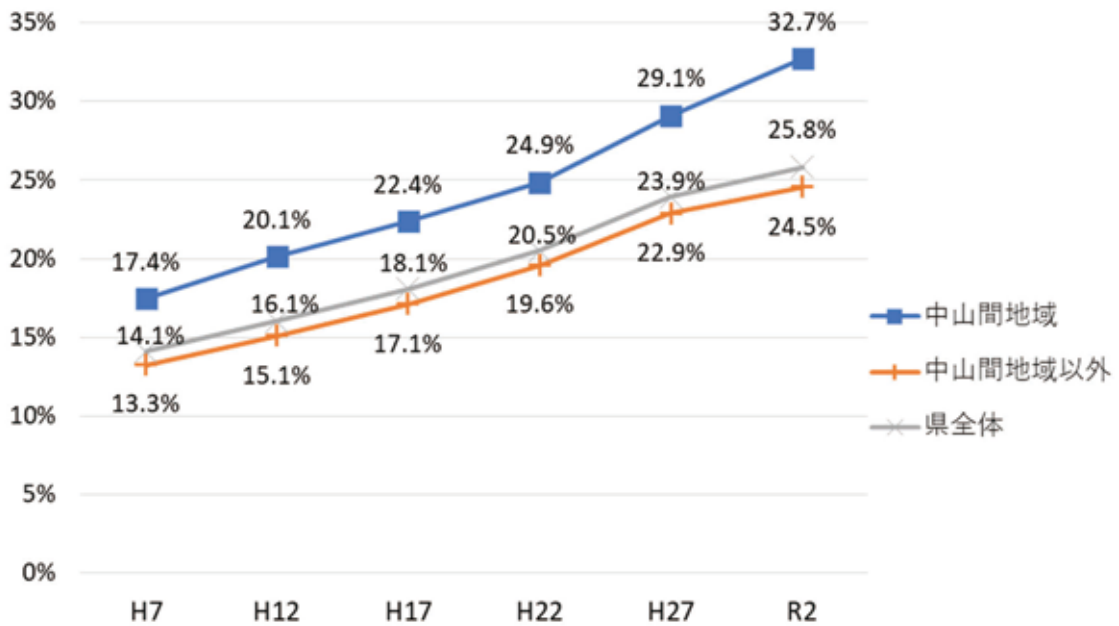
※小地域：市区町村よりも小さい単位である町丁・字等

## (2) 滋賀県中山間地域の年齢別人口比率の推移

県下の中山間地域とそれ以外を比較すると、中山間地域では令和2年には高齢化率が32.7%に達し、それ以外の地域よりも8.2ポイント高くなっています。平成7年以降の傾向でも、中山間地域は15.3ポイント増、中山間地域以外では11.2ポイント増となっており、高齢化率の上昇スピードも中山間地域は早いことがわかります。

中山間地域の中でも人口増加地域と減少地域を区分すると、減少地域の高齢化率が37.0%で平成7年以降18.8ポイント増、人口増加地域は11.0ポイント増にとどまっていることから、中山間地域の中でも高齢化の状況が大きく異なることがわかります。

中山間地域とそれ以外の地域の65歳以上人口比率（高齢化率）の推移



中山間地域の人口減少地域と人口増加地域の65歳以上人口比率（高齢化率）の推移





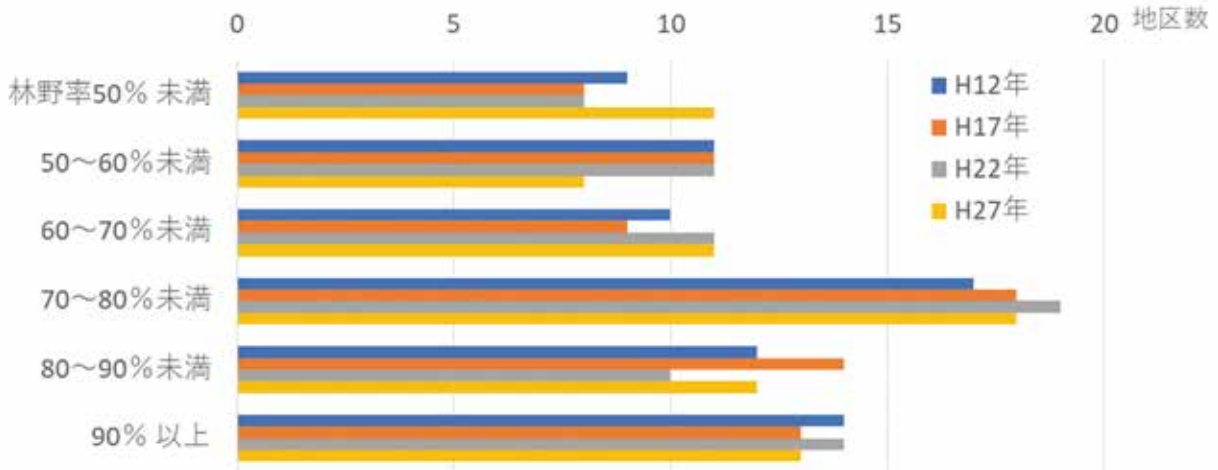
## 5-2-2 滋賀県中山間地域の農林業の状況

以下の出典：農林業センサス

### (1) 滋賀県中山間地域林野率の状況

平成 27 年（2015 年）農林業センサスでは、滋賀県中山間地域の総土地面積は 226,275ha で滋賀県全体の 56.3%を占めています。中山間地域全体の林野率は 78.6%で県全体 50.7%、全国 66.5%に比べると比率は高く、林野率 70～80%未満の集落が最も多くなっています。林野率は平成 12 年～平成 27 年で微減傾向にあります。

滋賀県中山間地域林野率の状況

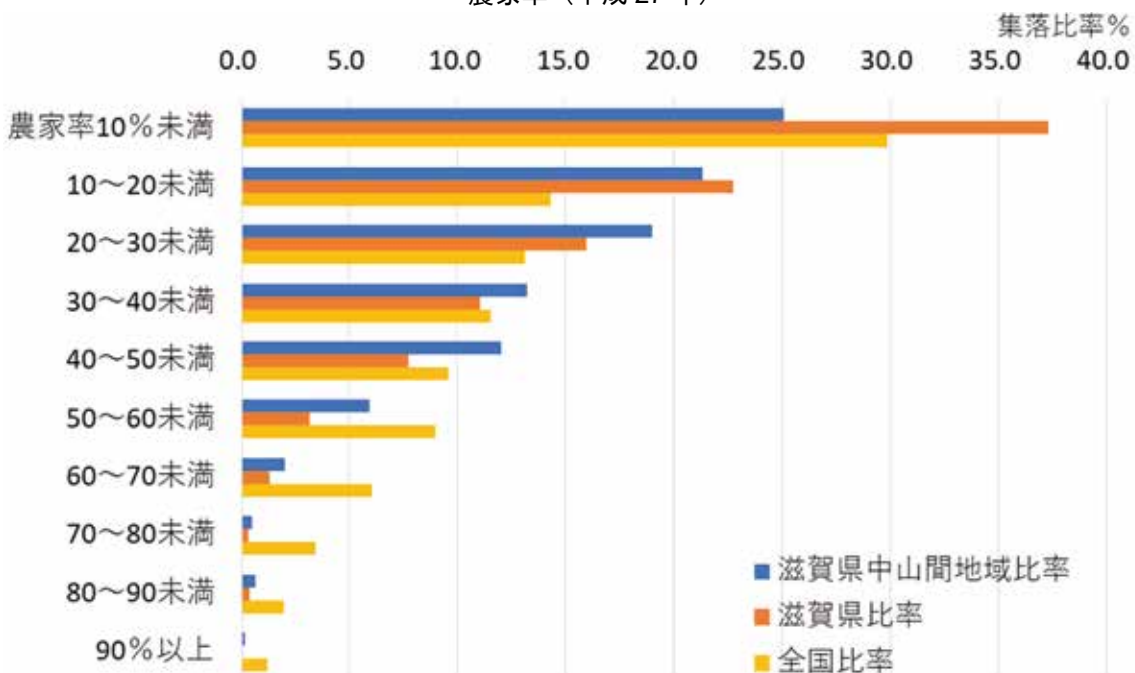


※地区：農林業センサスの小地域（昭和 25 年 2 月 1 日現在の旧市区町村）別集計の単位。  
令和 2 年は小地域単位での調査が実施されていないため、中山間地域のデータ無し。

### (2) 農家率

平成 27 年（2015 年）農林業センサスでは滋賀県中山間地域は、農家率 10%未満の集落は 24.8%ですが、県全体、全国に比べると比率は低くなっています。しかし農家率 10～50%未満の集落比率は他と比べると高くなっており、農家率 50%未満の集落が全体の 9 割以上を占めています。

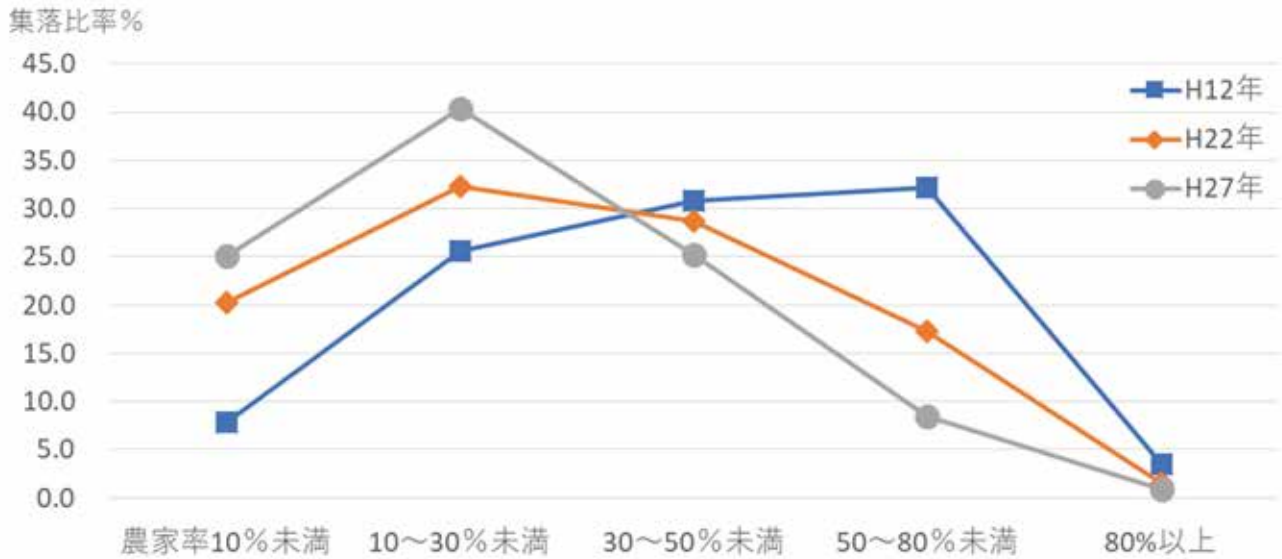
農家率（平成 27 年）



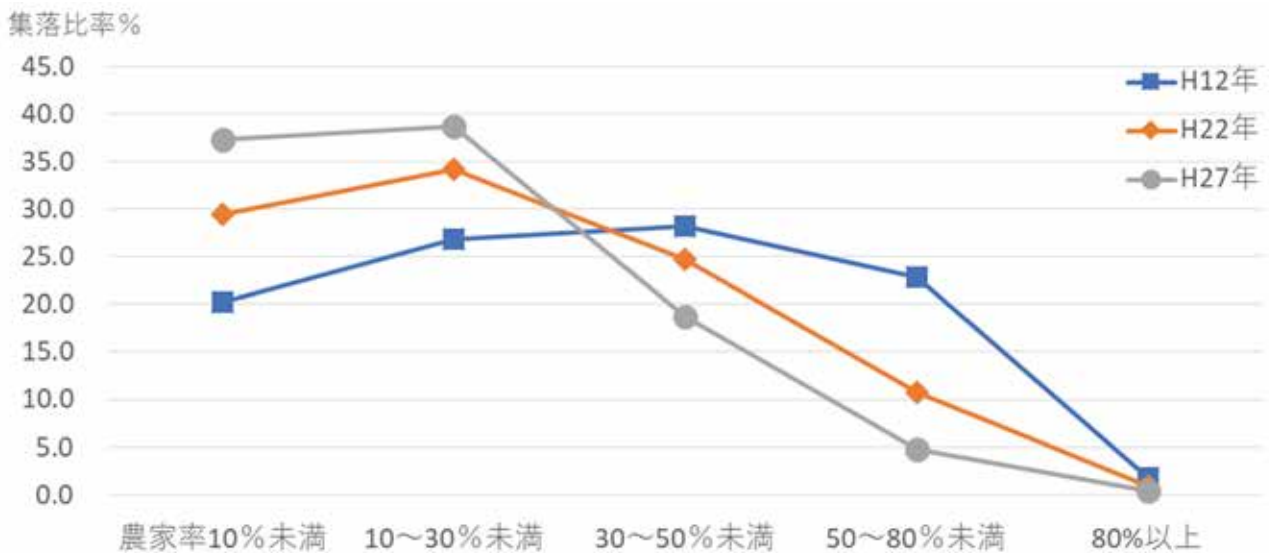
※令和 2 年は農家率別農業集落数の調査が実施されていないため、データ無し。

農家率別農業集落比率の平成12年～平成27年の経年変化は、滋賀県中山間地域では、農家率10%未満と10～30%未満の集落の割合が増加し、50～80%未満の集落の割合が減少する傾向にあります。滋賀県、全国も同様の傾向が見られますが、滋賀県中山間地域の増減率が大きくなっています。

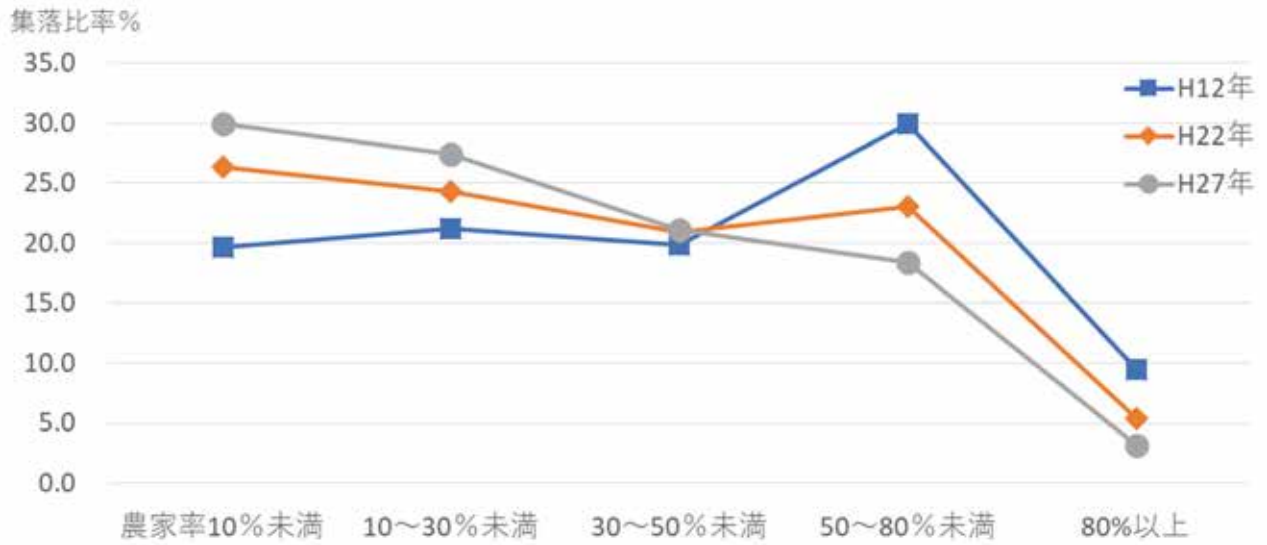
農家率別農業集落比率（滋賀県中山間地域）



農家率別農業集落比率（滋賀県）



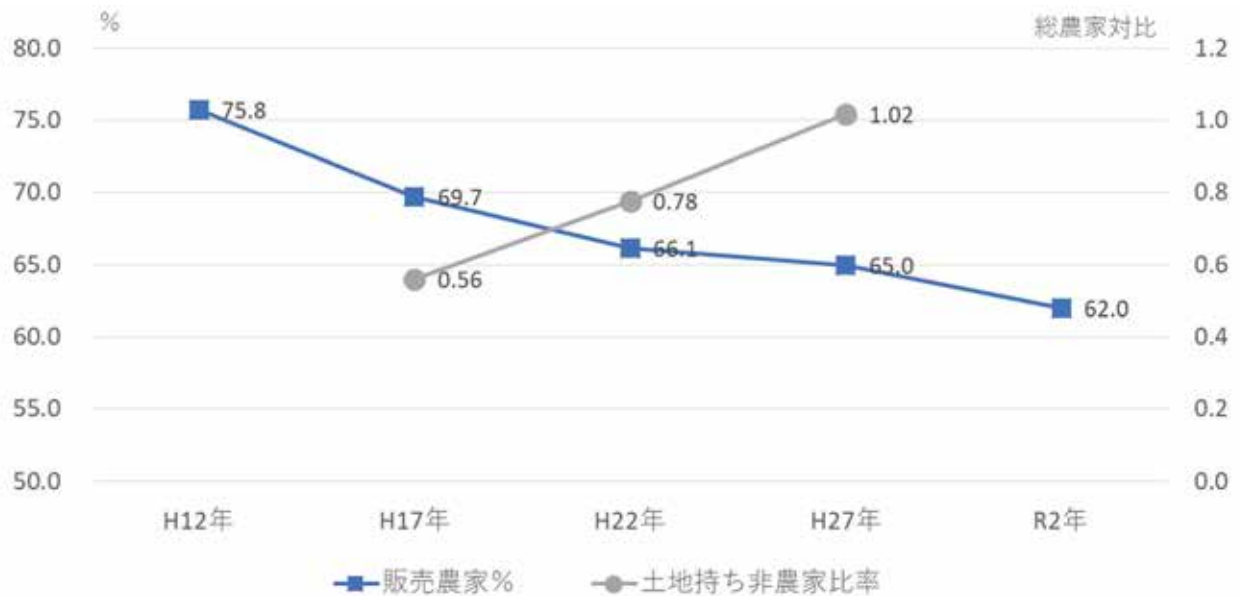
農家率別農業集落比率（全国）



### （3）総農家及び土地持ち非農家

滋賀県中山間地域は、平成12年～令和2年で総農家中の販売農家の比率が13.8ポイント減少し、総農家に対する土地持ち非農家の比率は平成17年～平成27年で、0.56から1.02へ急増しています。

総農家及び土地持ち非農家（滋賀県中山間地域）



※平成12年は土地持ち非農家の調査が実施されていないため、データ無し。

令和2年は小地域単位での土地持ち非農家の調査が実施されていないため、中山間地域のデータ無し。

平成 12 年から平成 27 年にかけて、滋賀県中山間地域では、販売農家比率は減少し、自給的農家比率が増加傾向にあります。一方で土地持ち非農家数が増加し平成 17 年には総農家の 0.56 倍でしたが平成 27 年には総農家数を上回り 1.02 倍となりました。滋賀県の土地持ち非農家比率の増加は全国と比較して顕著です。

販売農家比率



自給的農家比率



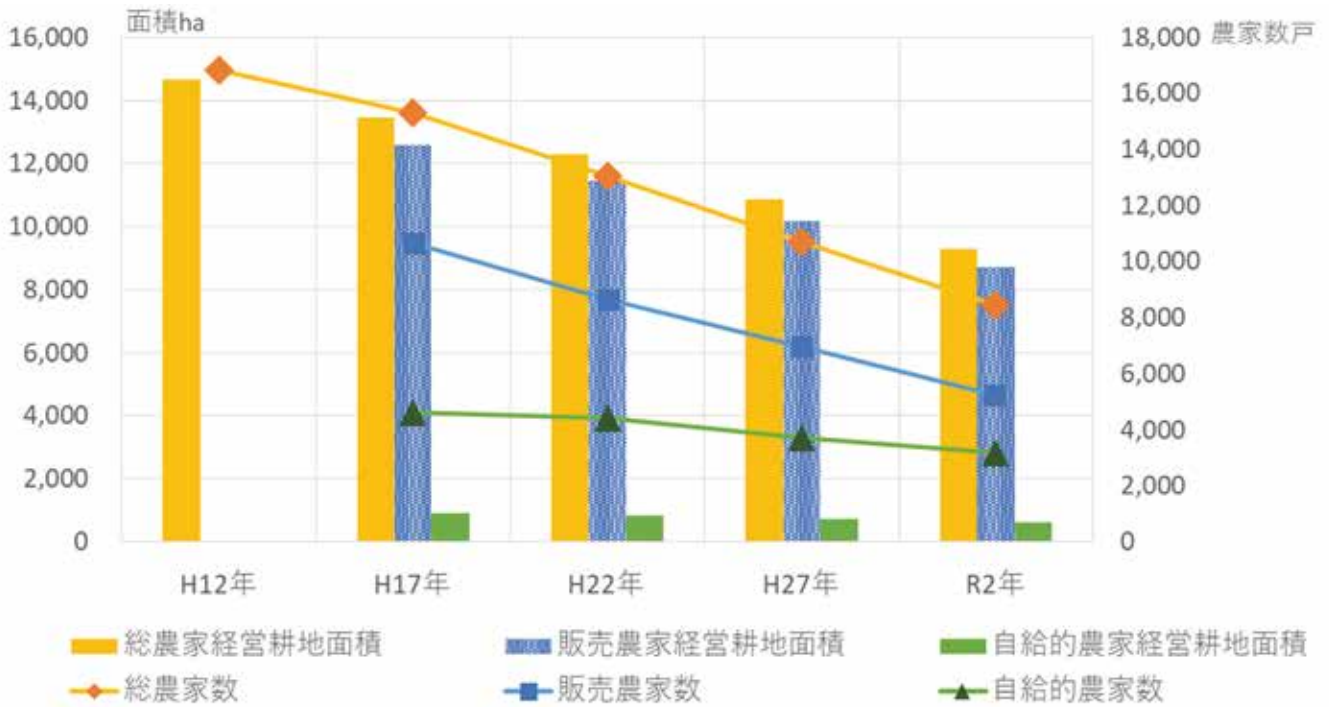
土地持ち非農家比率



#### (4) 経営耕地のある農家数と経営耕地面積（総農家等）

経営耕地のある農家数と経営耕地面積について、滋賀県中山間地域の平成12年～令和2年の経年変化は、総農家数、総農家経営耕地面積ともに減少傾向にあり、特に販売農家数と販売農家経営耕地面積の減少が顕著です。

経営耕地のある農家数と経営耕地面積（滋賀県中山間地域）



※平成12年は販売農家、自給的農家別の調査が実施されていないため、データ無し。

#### (5) 農業経営体の経営耕地面積

令和2年（2020年）農林業センサスでは、滋賀県中山間地域は、総農家8,436戸で、滋賀県全体の38.5%を占めています。総農家の経営耕地は9,311haで、滋賀県全体の31.2%を占めています。農業経営体の経営耕地面積は、滋賀県中山間地域は12,530haで、滋賀県全体の29.3%を占めています。

R2年	総農家（戸）	総農家経営耕地面積(ha)	農業経営体経営耕地面積(ha)
滋賀県中山間地域合計	8,436	9,311	12,530
対滋賀県比%	38.5	31.2	29.3
滋賀県	21,901	29,884	42,787
近畿	181,434	130,381	142,779
全国	1,734,528	2,725,221	3,232,882

## (6) 耕作放棄地のある農家数と耕作放棄地面積（総農家等）

平成 27 年（2015 年）農林業センサスでは、滋賀県全体の耕作放棄地面積は 2,276ha、耕作放棄地率 5.1%、滋賀県中山間地域は耕作放棄地面積 1,375ha、滋賀県全体の 60.4%を占めています。滋賀県中山間地域の耕作放棄地率は 10.5%で、全国 12.3%よりは低くなっています。

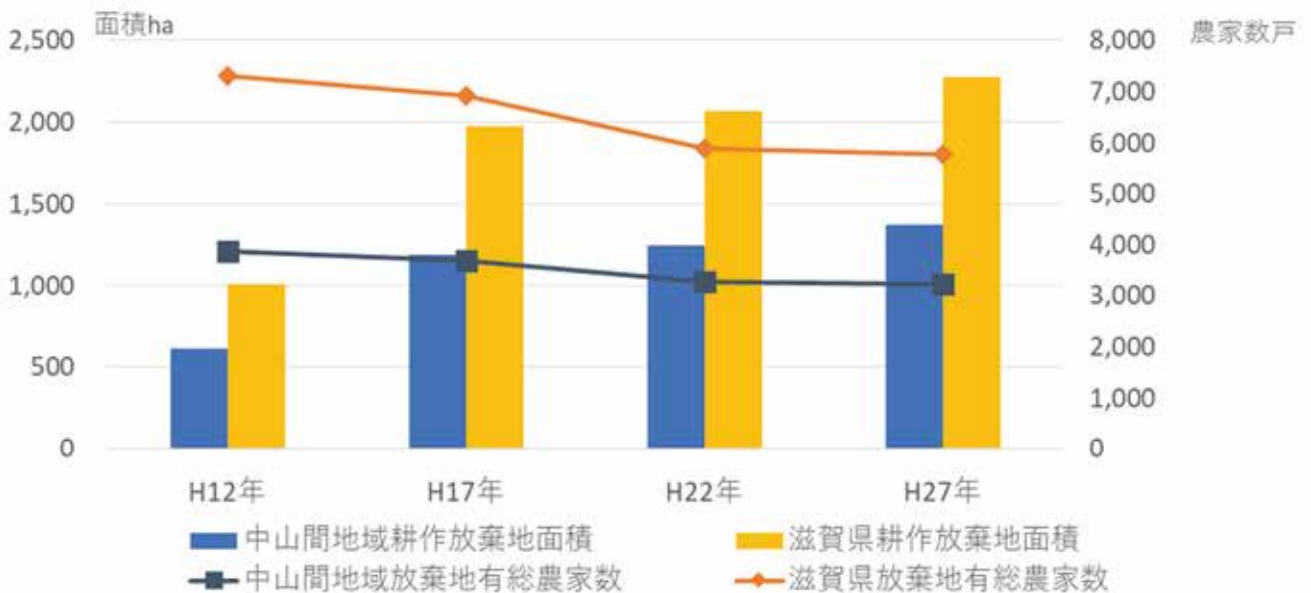
単位：ha

H27 年	耕作放棄地面積計	総農家放棄地面積	販売農家放棄地面積	自給的農家放棄地面積	土地持ち非農家放棄地面積	経営耕地面積（農業経営体）
滋賀県中山間地域	1,375	656	425	228	719	13,045
耕作放棄地率%	10.5	-	-	-	-	-
対滋賀県比%	60.4	64.4	63.6	65.0	57.2	29.3
滋賀県	2,276	1,019	668	351	1,257	44,463
耕作放棄地率%	5.1	-	-	-	-	-
近畿	22,247	11,337	6,367	4,970	10,910	154,925
耕作放棄地率%	14.4	-	-	-	-	-
全国	423,064	217,932	127,104	90,829	205,132	3,451,444
耕作放棄地率%	12.3	-	-	-	-	-

※耕作放棄地率（%）＝耕作放棄地面積／経営耕地面積（農業経営体）＊100  
令和 2 年は耕作放棄地の調査が実施されていないため、データ無し。

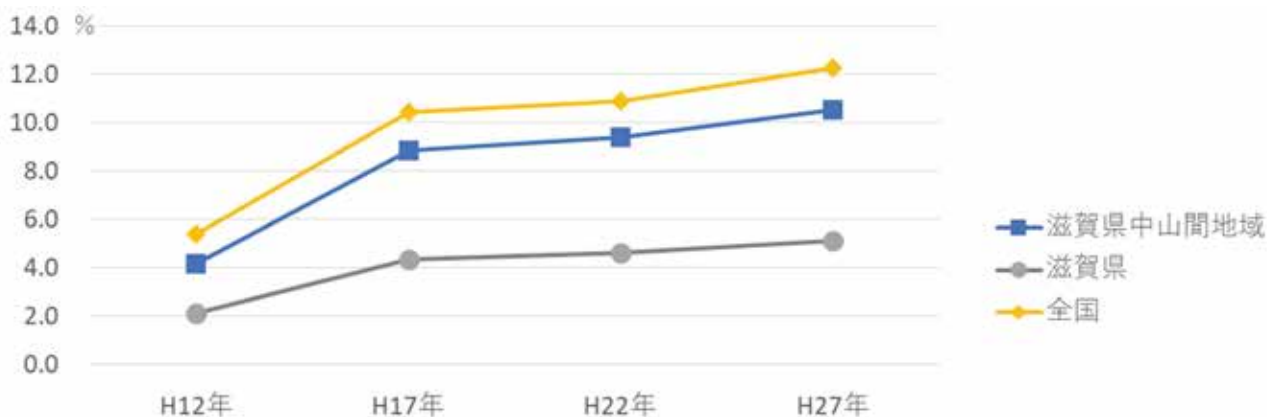
平成 12 年～平成 27 年の経年変化では、滋賀県全体の耕作放棄地面積は、平成 12 年は 1,012ha から平成 27 年は 2,276ha に倍増しています。中山間地域の耕作放棄地面積は、平成 12 年は 616ha、平成 27 年は 1,375ha で、滋賀県全体の約 60%を占めています。滋賀県全体に対する中山間地域の耕作放棄地面積の比率は、耕作放棄地を有する総農家数比率とともに増加傾向にあります。

放棄地のある農家数と耕作放棄地面積



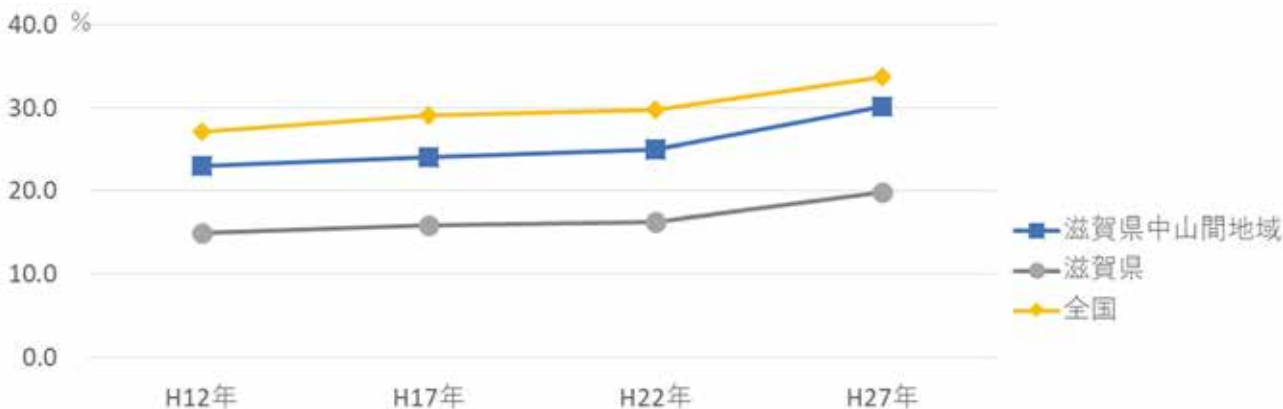
平成12年～平成27年の経年変化では、耕作放棄地率は増加傾向にあります。滋賀県は全国と比較すると低く抑えられています。しかし滋賀県中山間地域は、全国と同様に高い耕作放棄地率の増加が見られます。

耕作放棄地率



耕作放棄地のある総農家割合も同様に増加傾向にあります。滋賀県と滋賀県中山間地域は、全国と比較すると低く抑えられています。

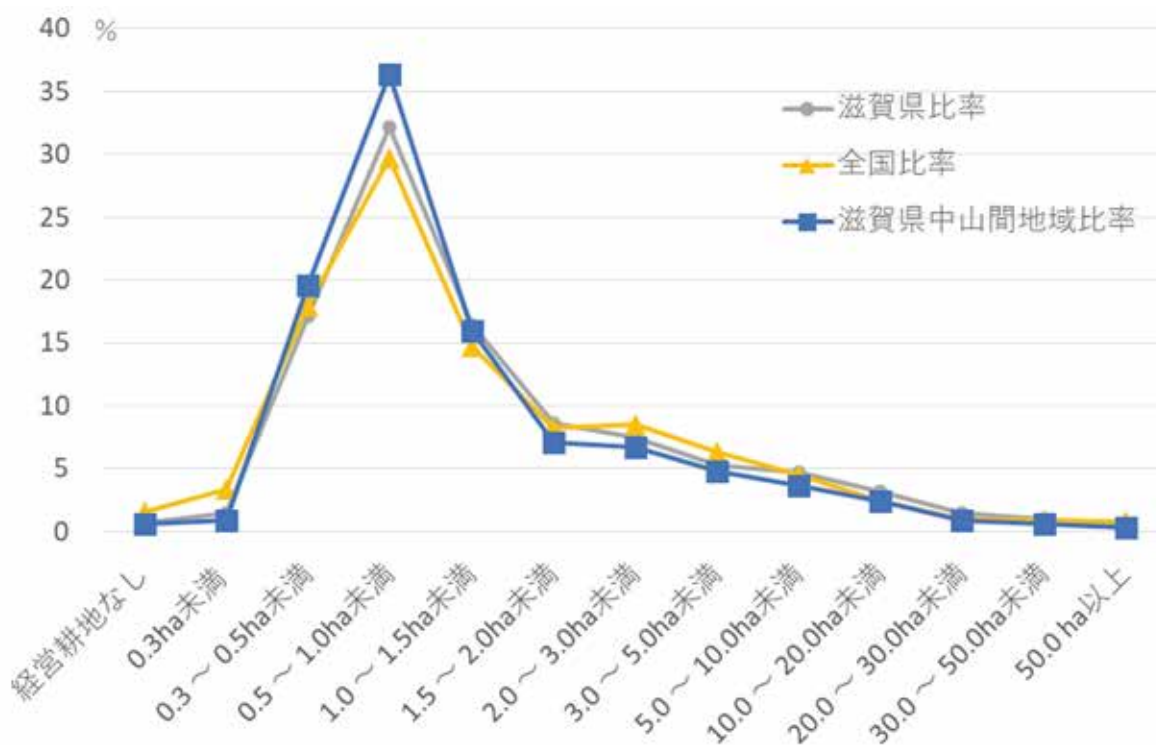
耕作放棄地のある総農家割合



### (7) 経営耕地面積規模（販売農家）

令和2年（2020年）農林業センサスでは、経営耕地面積規模別農業経営体比率は、0.5～1.0ha未満が最も多く滋賀県中山間地域では36.4%を占め、次いで0.3～0.5ha未満19.6%、1.0～1.5ha未満16.0%と続き、0.3～1.5ha未満で7割以上を占めています。滋賀県全体と比較すると中山間地域は0.3～1.0ha未満の比率が高くなっています。

経営耕地面積規模別農業経営体比率（令和2年）



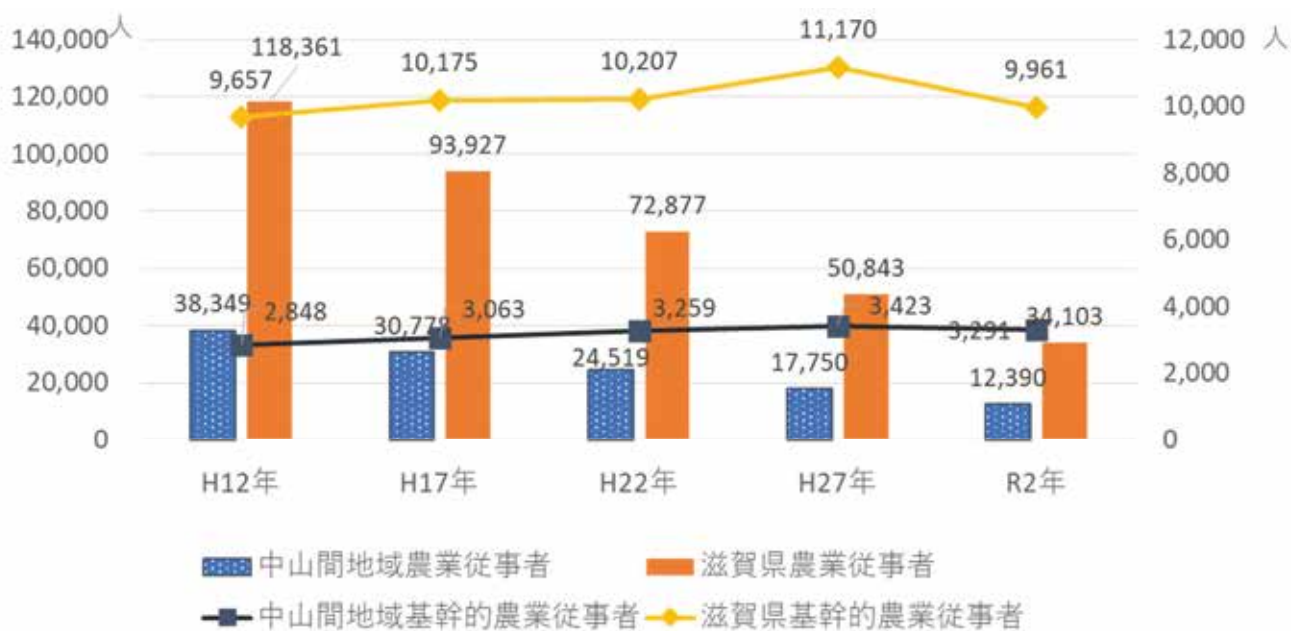


### (8) 農業従事者・基幹的農業従事者

平成12年～令和2年の経年では、滋賀県全体、中山間地域ともに、農業従事者は減少しています。一方で基幹的農業従事者（農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数）は、滋賀県全体、中山間地域ともに、概ね横ばいで推移しています。

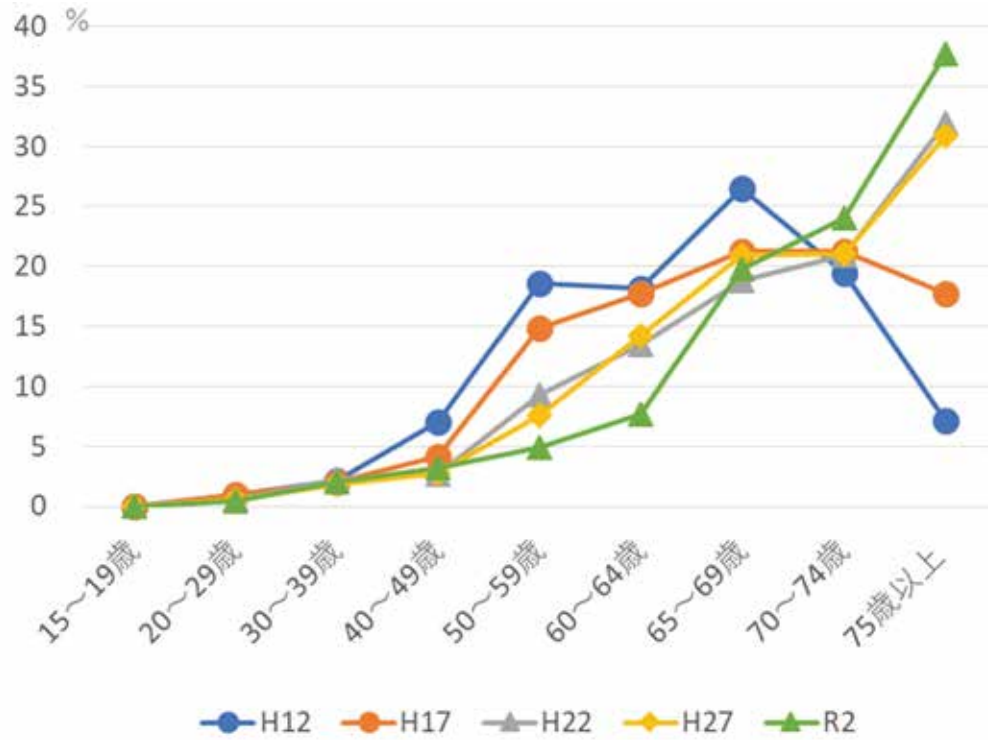
	H12年		H17年		H22年		H27年		R2年	
	農業従事者	基幹的農業従事者	農業従事者	基幹的農業従事者	農業従事者	基幹的農業従事者	農業従事者	基幹的農業従事者	農業従事者	基幹的農業従事者
中山間地域 (人)	38,349	2,848	30,778	3,063	24,519	3,259	17,750	3,423	12,390	3,291
対滋賀県比 (%)	32.4	29.5	32.8	30.1	33.6	31.9	34.9	30.6	36.3	33.0
滋賀県 (人)	118,361	9,657	93,927	10,175	72,877	10,207	50,843	11,170	34,103	9,961
国 (人)	6,856,469	2,399,579	5,562,030	2,240,672	4,536,111	2,051,437	3,398,903	1,753,764	2,493,672	1,363,038

農業従事者・基幹的農業従事者の推移

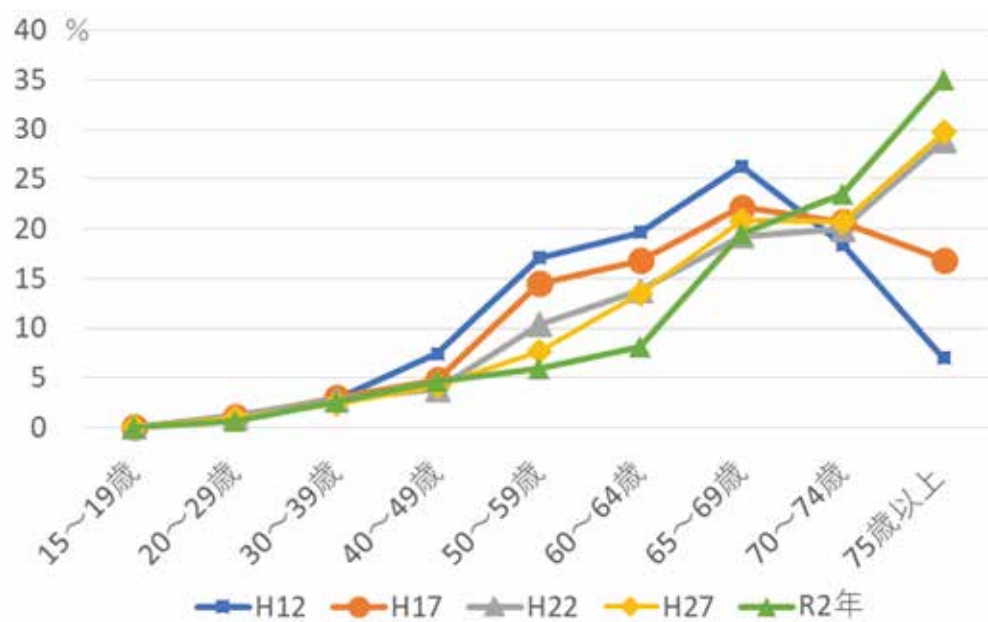


基幹的農業従事者の年齢別構成比率は、75歳以上の比率が増大しており農業者の高齢化が進行していることがわかります。

基幹的農業従事者年齢別構成比率（中山間地域）



基幹的農業従事者年齢別構成比率（滋賀県）



## (9) 滋賀県中山間地域農業集落の特徴

### 1) 農業集落当たり寄り合いの開催

令和2年農林業センサスでは、寄り合いを開催した農業集落の比率は、滋賀県中山間地域では96.4%であり全国比率93.6%より高くなっています。

滋賀県全体では、寄り合いを開催した農業集落の比率は97.7%で、全国2位となっています。

都道府県	寄り合いを開催した農業集落数 (構成比%)	順位
鳥取	97.9	1
<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>97.7</b> (96.4)	<b>2</b>
千葉	96.9	3
全国	93.6	

### 2) 地域で農地を保全している農業集落

令和2年農林業センサスでは、地域で農地を保全している農業集落の比率は、滋賀県中山間地域では72.9%であり、全国比率52.6%より高くなっています。このうち単独の農業集落での取組は87.0%で、全国比率69.4%より高くなっています。

滋賀県全体では、地域で農地を保全している農業集落の比率は74.6%で、全国2位。このうち単独の農業集落での取組は89.0%で、全国3位となっています。

都道府県	農地を保全している農業集落数 (構成比%)	順位	都道府県	単独集落で農地を保全している農業集落数 (構成比%)	順位
佐賀	84.9	1	東京	100.0	1
<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>74.6</b> (72.9)	<b>2</b>	富山	89.4	2
鳥取	73.7	3	<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>89.0</b> (87.0)	<b>3</b>
全国	52.6		全国	69.4	

### 3) 地域で森林を保全している農業集落

令和2年農林業センサスでは、地域で森林を保全している農業集落の比率は、滋賀県中山間地域では54.1%であり、全国比率27.4%より高くなっています。このうち単独の農業集落での取組は82.4%で、全国比率69.7%より高くなっています。

滋賀県全体では、地域で森林を保全している農業集落の比率は47.5%で、全国5位。このうち単独の農業集落での取組は85.1%で、全国5位となっています。

都道府県	森林を保全している農業集落数 (構成比%)	順位	都道府県	単独集落で森林を保全している農業集落数 (構成比%)	順位
京都	49.3	1	東京	93.8	1
秋田	49.1	2	千葉	92.8	2
鳥取	48.9	3	富山	87.6	3
<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>47.5</b> (54.1)	<b>5</b>	<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>85.1</b> (82.4)	<b>5</b>
全国	27.4		全国	69.7	

#### 4) 集落行事（祭り・イベントなど）が行われている農業集落

令和2年農林業センサスでは、集落行事（祭り・イベントなど）が行われている農業集落の比率は、滋賀県中山間地域では97.9%であり、全国比率95.2%より高くなっています。このうち単独の農業集落での取組は84.9%で、全国比率60.8%より高くなっています。

滋賀県全体では、集落行事（祭り・イベントなど）が行われている農業集落の比率は97.5%で、鳥取県に次いで全国2位。このうち単独の農業集落での取組は85.0%で、全国2位となっています。

都道府県	集落行事（祭り・イベントなど）が行われている農業集落数（構成比%）	順位	都道府県	単独集落で集落行事（祭り・イベントなど）が行われている農業集落数（構成比%）	順位
鳥取	97.7	1	沖縄	87.1	1
<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>97.5</b> (97.9)	<b>2</b>	<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>85.0</b> (84.9)	<b>2</b>
長野	97.3	3	福井	81.9	3
全国	95.2		全国	60.8	

#### 5) 福祉・厚生活動が行われている農業集落

令和2年農林業センサスでは、福祉・厚生活動が行われている農業集落の比率は、滋賀県中山間地域では97.1%であり、全国比率91.4%より高くなっています。このうち単独の農業集落での取組は93.0%で、全国比率71.2%より高くなっています。

滋賀県全体では、福祉・厚生活動が行われている農業集落の比率は95.7%で、鳥取に次いで全国2位。このうち単独の農業集落での取組は94.2%で、全国1位となっています。

都道府県	福祉・構成活動が行われている農業集落数（構成比%）	順位	都道府県	単独集落で福祉構成活動が行われている農業集落数（構成比%）	順位
鳥取	95.7	1	<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>94.2</b> (93.0)	<b>1</b>
<b>滋賀</b> (中山間地域)	<b>95.7</b> (97.1)	<b>2</b>	沖縄	93.6	2
宮城	95.0	3	東京	89.7	3
全国	91.4		全国	71.2	

#### 6) 農業集落の立地条件

令和2年農林業センサスでは、農業集落の立地条件として、D I D及び生活関連施設までの所要時間（自動車利用）について、滋賀県全体では、所要時間15分未満の農業集落の比率は46.1%で全国12位。所要時間30分未満の農業集落の比率は85.8%で全国11位となっています。

都道府県	D I D及び生活関連施設までの所要時間15分未満農業集落数（構成比%）	順位	都道府県	D I D及び生活関連施設までの所要時間30分未満農業集落数（構成比%）	順位
大阪	81.7	1	大阪	99.7	1
神奈川	78.3	2	神奈川	97.9	2
埼玉	74.9	3	埼玉	96.4	3
愛知	61.0	4	福岡	93.6	4
<b>滋賀</b>	<b>46.1</b>	<b>12</b>	<b>滋賀</b>	<b>85.8</b>	<b>11</b>

## 5-3 地域での話し合いで活用できるシート

①	地域診断シート 1. 地域と関わる「人のすそ野」を拡大する分野における地域の現状を診断 2. 豊かな資源を持つ中山間地域を次世代に引き継ぐ分野における地域の現状を診断 3. 経済活動としての農業の付加価値を高める分野における地域の現状を診断
①'	地域診断結果記録（レーダーチャート）
②	地域資源発掘シート
③	課題の抽出・「こうなりたい」シート
④	振興策の検討シート

1. 地域と関わる「人のすそ野」を拡大する分野における地域の現状を診断

No	項目	取組の程度 (該当するものに○)			得点
		取組の程度0 (0点)	取組の程度1 (1点)	取組の程度2 (2点)	
1	集落での話し合い、頻度	集落での話し合いはして いない	年に数回は実施	月に1回程度実施	月に数回実施
2	農業・農村に関する組織の構成 (農業組合など)	組織がない	耕作農家のみで構成	耕作農家と土地持ち非農家 で構成	耕作農家、土地持ち非農家に加え、 非農家も参画
3	農業の担い手	担い手がない	担い手が少ない	現状維持できる担い手がある	現状維持できる担い手がある
4	女性の活躍	あまりない	女性が会合に参加している	女性が主体になった取組が ある	女性の(農業組合等)役員、女性 就農者がいる
5	企業・大学・NPO 法人等多様な主 体と集落との関わり	関わりはない	関わりについて話し合った ことがある	関わりについて話し合っ ている	関わりが高く、活動が定着してい る
6	森林保全の取組	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
7	障がい者の雇用や福祉事業所と の連携等の取組	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
8	都会から定住を進める取組	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
9	農業の後継者を育成する取組	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
10	地域おこし協力隊の活用等外部 の人材の受け入れ	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
11	フェイスペインクやかわら版など 地域の魅力の発信	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
12	たんぼのこ事業、やまのこ事業等 農業体験学習受け入れ	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
13	棚田ボランティア等農業ボランティア 受け入れ	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
14	その他外部の人材を活用する取 組	取り組んでいない	取組について話し合ったこ とがある	取組を検討している	取組を実施している
合計点 (42点中)					

2. 豊かな資源を持つ中山間地域を次世代に引き継ぐ分野における地域の現状を診断

No	項目	取組の程度 (該当するものに○)			得点
		取組の程度0 (0点)	取組の程度1 (1点)	取組の程度2 (2点)	
1	近隣集落との共同の拠点(スーパー、病院など複業サービス機能)を設置	以前からない	取組について話し合ったことがある	設置の検討をしている	既に設置されている
2	高齢者への福祉活動コミュニティサロンなど集落内の談話の場	実施していない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している
3	獣害対策	被害を放置	被害を認識しているが、対策ができていない	集落環境点検等を通じて対策を検討している	防護柵を整備するなど、対策をみよの被害対策を実施している
4	伝統的な祭り・文化・芸能の保存	実施していない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している
5	集落内の環境美化活動・実施	実施していない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している
6	若者、女性など地域住民の草刈、泥上げ等共同活動への関わり	関わりはない	関わりについて話し合ったことがある	関わりについて検討している	関わりが高く、活動が定着している
7	農道・用排水路法面の草刈、維持補修	実施していない	耕作者個々に任せている	集落の共同活動として年に1回～数回実施	複数回の活動に非農家や若者も参画している
8	用排水路等を長持ちさせるための点検・補修	実施していない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している
9	子供達等、次世代育成の取組	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している
10	近隣集落と連携した地域づくり活動などの取組	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している
11	農業機械オペレーターの融通など営農面での近隣集落との連携・統合の検討	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している
12	地域の利便性向上(交通・買い物など)のための取組	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している
13	作日転換等耕作放棄地を発生させない取組	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	実施している、もしくは放棄地発生の見込みはない
14	耕作放棄地の有効利用	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している	取組を実施している、もしくは耕作放棄地がない
合計点 (42点中)					

3. 経済活動としての農業の付加価値を高める分野における地域の現状を診断

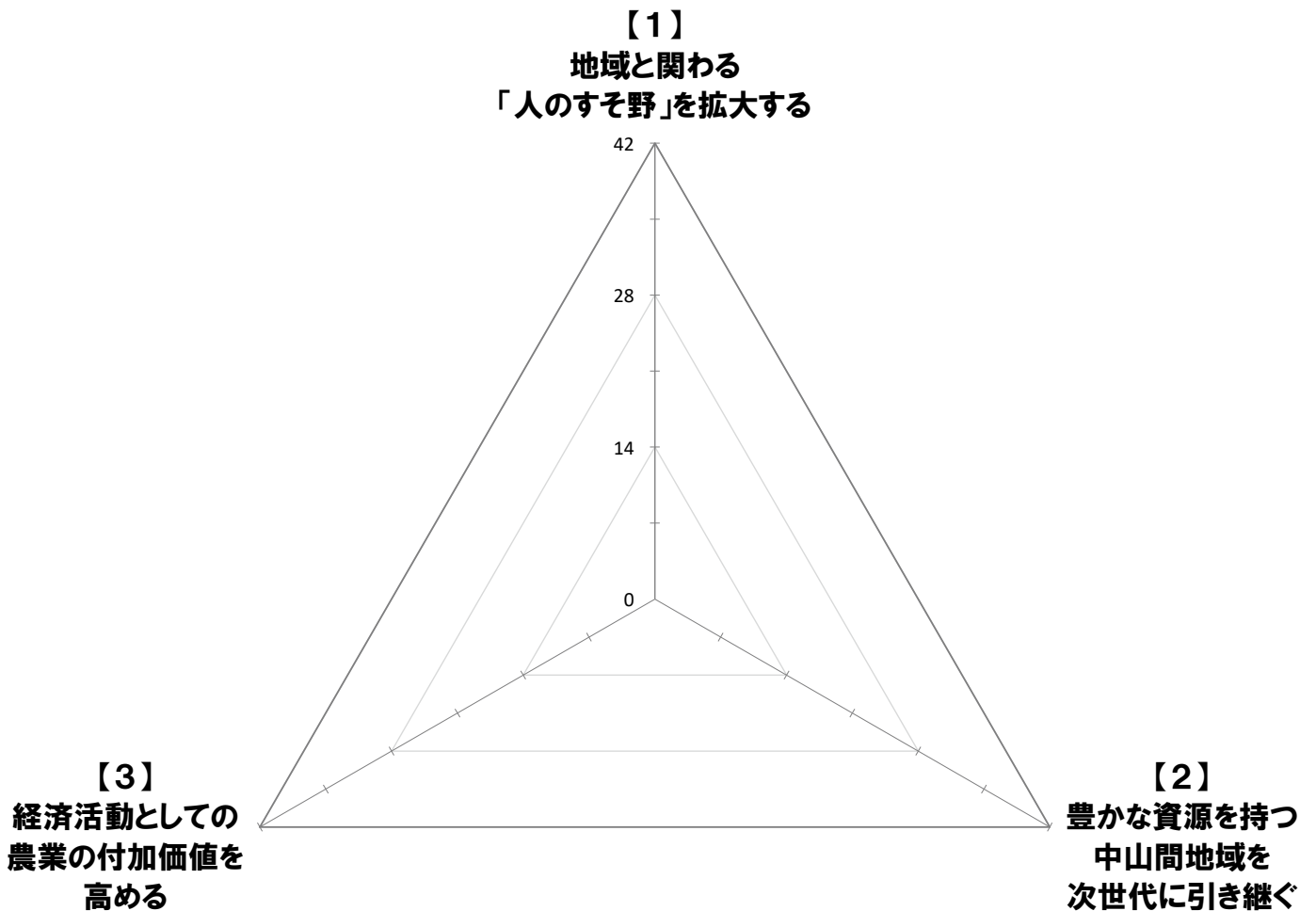
No	項目	取組の程度 (該当するものに○)			取組の程度3 (3点)	得点
		取組の程度0 (0点)	取組の程度1 (1点)	取組の程度2 (2点)		
1	農地集積にあたり、農地の受け手の選定に対する地主の意識	農地集積の予定はない	農地の受け手は縁故者に限る	農地の受け手の選定にはこだわらない	農地の受け手の選定には、こだわらず、集積を進めている	
2	耕作者間での利用権を交換する等、担い手ごとのエリア分け	エリア分けができていない	話し合ったことがある。	部分的にエリア分けが出来ている	既に、エリア分けが出来ている	
3	営農組合等の組織化	組織化していない	組織化について話し合ったことがある	組織化を検討している	既に組織化済み	
4	(水路更新、畔抜き等) 担い手が耕作しやすいい条件整備	取り組んでいない	実施について話し合ったことがある	実施を検討している	既に条件整備済み	
5	ほ場整備等生産基盤の強化	取り組んでいない	実施について話し合ったことがある	実施を検討している	既に基盤整備済み	
6	暗きよ排水等乾田化	取り組んでいない	実施について話し合ったことがある	実施を検討している	既に実施済みもしくは乾田化の必要がない	
7	自動田植機、自動草刈機、ドローン <sup>※1</sup> 等スマート農業 <sup>※2</sup> 、林業の導入	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	導入を検討している (農家がある)	取組済み (取り組んでいる農家がある)	
8	伝統野菜の作付	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している (農家がある)	取組済み (取り組んでいる農家がある)	
9	「環境こだわり農産物」 <sup>1</sup> 、胡田米等ブランド化の推進	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している (農家がある)	取組済み (取り組んでいる農家がある)	
10	転作の有無 (ソバ、麦、大豆等)	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している (農家がある)	取組済み (取り組んでいる農家がある)	
11	水田での野菜・果樹等高収益作物への転換	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している (農家がある)	取組済み (取り組んでいる農家がある)	
12	農産物加工、直売所等の6次産業化の取組	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している (農家がある)	取組済み (取り組んでいる農家がある)	
13	体験メニュー提供や、農家レストラン・農泊などの取組	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している (農家がある)	取組済み (取り組んでいる農家がある)	
14	間伐材のチップ化など、その他の地域資源を活用した取組	取り組んでいない	取組について話し合ったことがある	取組を検討している (農家がある)	取組済み (取り組んでいる農家がある)	
合計点 (42点中)						

※1：ドローンは、人間による操縦がなくとも自律的な飛行が可能な機器を指します

※2：スマート農業：ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業技術の研究開発、社会実装に向けた取組等をご紹介します。



シート①' 地域診断結果記録(レーダーチャート)



診断結果は診断した取りごとに色分けして記入することで、地域活動の変化を確認できます。

色	診断年度

地域資源発掘シート

資源タイプ		具体的資源例	集落にある資源の名前 (例にある場合は○)
自然資源	野生生物	オオサンショウウオなど希少種、ホタルなど身近な生物、イノシシ、シカ など	
	景観	棚田、山村景観、並木 など	
	水資源	生水（しょうず）、湧水、河川、山水、滝、水草（肥料・花は水面飾り憩いの場に）、地下水、雪解け水、湖沼 ダム、ため池 など	
	植物	森林（木材から家・家具・器など）、竹林（竹）、低木・草（和紙・籠など）花 など	
	エネルギー資源	太陽光、風力、水力、地熱 など	
人工資源	伝統野菜	山田ねずみ大根、下田なす、杉谷なすび、杉谷とうがらし、水口かんぴょう、鮎河菜、日野菜、北之庄菜、豊浦ねぎ、小泉紅かぶら、泰荘のやまいも、赤丸かぶ、伊吹大根、万木かぶ、近江かぶら、坂本菊、守山矢島かぶら、弥平とうがらし、大藪かぶら など	
	加工品（農林水産）	あまんぼう（干し柿）、むべ加工品、山椒の佃煮、ふきのとう味噌、政所茶（新茶まつり）、栃もち、ミョウガ漬物、ナスとキュウリ畑漬け、山菜の卵の花漬け、山菜の塩漬け、チョロギの甘酢漬け、糰・味噌・酒などの農産物加工	
	伝統技術	藁細工、ヨシ細工、近江真綿、木地師、高島扇骨、信楽焼、穴太衆積み など	
	農地	田畑（ほ場整備済）、田畑（未整備）、耕作放棄地	
	農作物	米、麦、大豆など土地利用型作物、野菜、果樹 など	
	山村資源	材木、薪炭、間伐材、山菜、きのこ、木工品、木質ペレット など	
	体験・交流	レクリエーション施設、体験・交流施設、体験農場 など	
	団体	地元企業、社会福祉法人、大学、NPO法人、地域運営組織 など	
	建造物	シン垣、山城跡・鉦山跡などの遺構、古民家、空き家、公民館、直売所、古い建築物、街並み、廃校、公園、ずい道、獣害防止柵 など	
	中間生産物	家畜糞尿、堆肥、下草、落葉、廃棄農作物 など	
	観光地	比叡山延暦寺、琵琶湖パレイ、多賀大社、忍術村 温泉地 など	
人的資源	技術資源	専門技能・技術者、狩猟者、モンキードッグ、特許、商標権、ノウハウ、大学、高校 など	
	関係資源	地域ネットワーク 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策取組組織、中山間地域等直接支払制度取組組織 など	
	担い手	農業後継者、認定農業者、集落営農組織 新規就農者 など	
	外部人材	地域おこし協力隊員、緑のふるさと協力隊員、集落支援員、特定地域づくり事業による派遣労働者 など	
	若い世代	若い定住者（Iターン・Uターン含む）、女性農業者（候補含む） など	
	出身者	他出子（集落から出て行っている子ども）、郷土出身著名人、歴史人物 など	
社会関係資源	共同扶助	高齢者の見回り活動など集落の助け合い など	
文化資源	伝説	天女の羽衣伝説、三上山のムカデ伝説 など	
	神事	オコナイ、安曇川流域のシコブチ信仰、黒川の太鼓踊り、熊野神社の弓取り神事、朽木針畑の六斎念仏 など	
	祭事	近江中山の芋競べ祭り、すし切り祭り、七川祭、竹梅祭 など	
	風習	虫送り、郷土料理 など	
	芸能	能、和太鼓 など	
	歴史	寺社・仏閣、遺構・遺跡、仏像など文化財 など	

課題の抽出・「こうなりたい」シート

テーマ	診断 得点	課題	こうなりたい
<p>地域に関わる 「人のすそ野」 を拡大する</p>	<p>／ 42</p>		
<p>豊かな資源を 持つ 中山間地域を 次世代に 引き継ぐ</p>	<p>／ 42</p>		
<p>経済活動 としての 農業の 付加価値を 高める</p>	<p>／ 42</p>		

## 振興策の検討シート

実践する振興策	
具体的内容	
活用する資源	
実行するために必要なこと	
実施体制・ネットワーク	
活用できる制度	
継続性 スケジュール	
事業費 (費用項目)	
目標	
参考になる事例	
行政や外部有識者等の意見	

## 写真等資料提供者一覧

※第4章、5章の出典については事例等の中で明記しましたが、写真提供者については本頁で整理しています。

### 第4章 振興策別事例写真等提供者一覧

事例 No	写真等資料提供者等
1	桐生農業組合、桐生土地改良区、桐生町棚田保全グループ
2	農事組合法人みどりの里上野川
3	農事組合法人北野ファーム
6	仰木自然文化庭園構想 八王寺組
7	甲賀木の駅プロジェクト運営委員会
10	栗見出在家町魚のゆりかご水田協議会
11	雨ごいの郷を守る会
12	滋賀県甲賀農業農村振興事務所
13	社会福祉法人パレット・ミル
17	社会福祉法人 わたむきの里福祉会 近畿農政局（滋賀県拠点）
18	社会福祉法人パレット・ミル
21	葛川まちづくり協議会
22	前川真司さん
23	橋本章一さん、橋本昌子さん
24	前川真司さん
26	池原自治会（池原の自然と環境を守る会）
27	ながはま森林マッチングセンター
30	葛川まちづくり協議会
32	永源寺 生活支援サポーター 絆
34	滋賀県農政水産部農村振興課
37	米原ドローン利活用研究会
39	川西集落
40	君ヶ畑集落
41	平尾 里山・棚田守り人の会
43	桐生町棚田保全グループ
44	上仰木・辻ヶ下第3集落協定推進会
45	農事組合法人すごいええのう鮎河
47	杉野地区地域づくり協議会
48	東草野集落協定
49	鴨川水土里グループ
50	高島市
52	滋賀県農政水産部農村振興課
53	いぶきファーム
54	（株）ロハス長浜
55	農業法人あぐりきっず
56	高島深清水オリーブ産地協議会
57	竹原集落
58	黄和田集落
59	滋賀県農政水産部農村振興課
62	松尾寺北集落協定
63	田上関津地区
65	栗原中山間組合
66	南庄集落営農センター
67	東草野集落協定
68	小谷農業組合
72	三大寺集落
73	小泉集落

事例 No	写真等資料提供者等
74	黄和田集落
75	農事組合法人読合堂農組合
76	（株）みんなの奥永源寺 前川真司さん
77	久次郎 谷口隆一さん
78	棚田ジャム 橋本昌子さん
79	農事組合法人甲津原営農組合漬物加工部
80	農事組合法人甲津原営農組合漬物加工部
81	滋賀県甲賀農業農村振興事務所
82	大門坂荘 谷口隆一さん
83	棚田ハウス 橋本昌子さん
84	甲賀木の駅運営委員会

### 第5章 制度概要資料提供者一覧

資料 No	写真等資料提供者等
1-1	滋賀県農政水産部農村振興課



発行：滋賀県 農政水産部 農村振興課  
令和4年（2022年）12月

